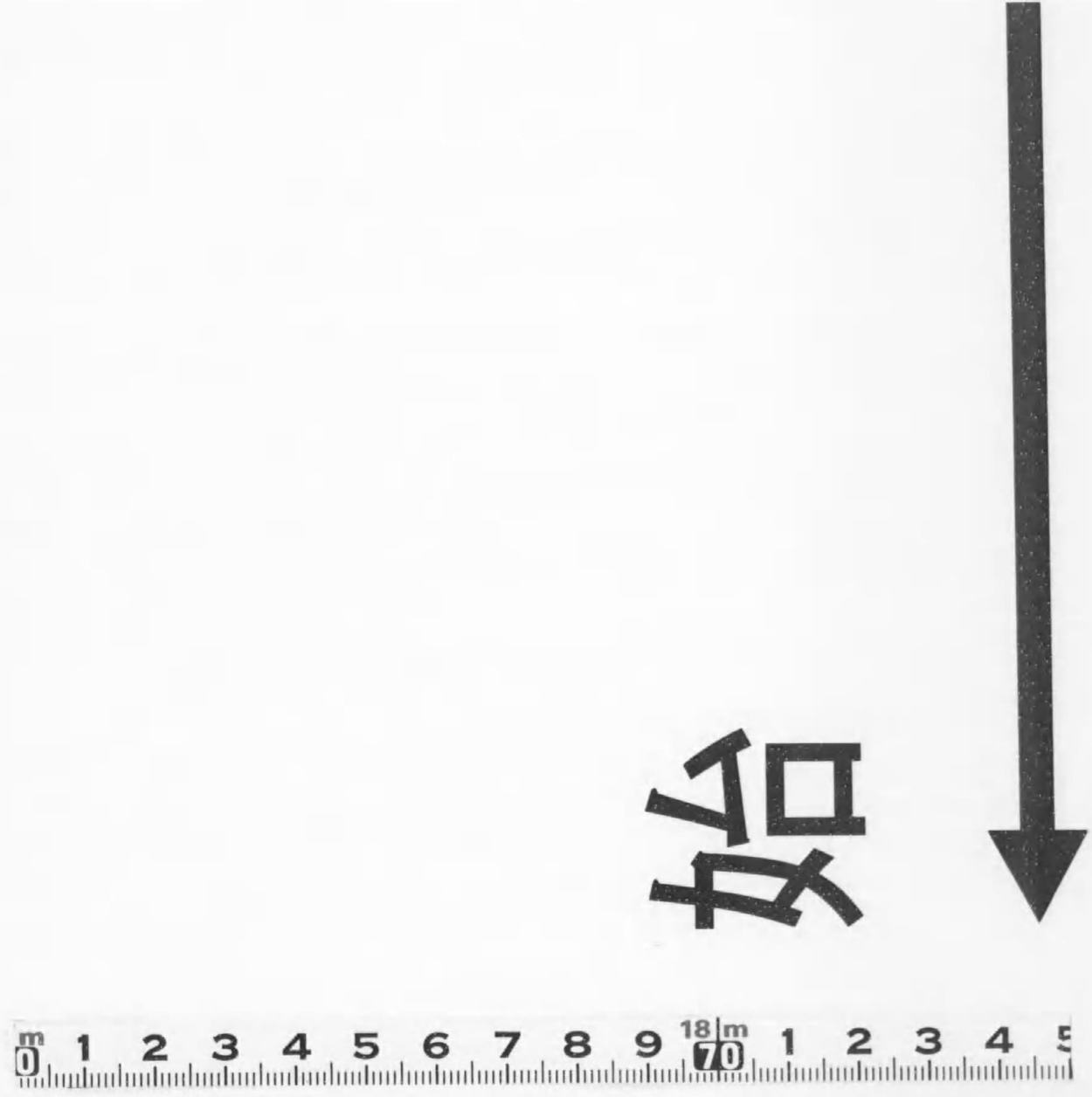
m
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
18 m
70 1 2 3 4

子116
240

實驗調法神術靈妙祕藏書

大教正　柄澤照覺先生著

東京　神誠館藏版

14. 2. 21
內文

元地設位聖
人戚骸人謀

鬼謀百姓與能

呑象

實驗調法 神術靈妙秘藏書 乾

目錄

	頁
天神七代	一
地神五代	五
人皇祖神武天皇	七
伊勢大神宮の記事	九
三社託宣の事	一二
神拜の正式	一五
奉幣の正式	一七
祈禱の通式と勸請の法	一八
神集め神勅降臨の要文	二一
神傳兵法九字の大事	二三
方除星祭り靈符の製法	三〇
稻荷使ひ白狐勸請の事	三二
稻荷祝詞	三五
白狐勸請の經文	三五
祈禱の順次	三七
神術妙法狐憑の秘法書	四一
神術狐狸の憑物顯す法	四三
狐付狐退去の神灸秘傳	四六
神傳不思議十字の秘傳	四八
易術死靈生靈顯す秘傳	五〇
守札十二種の效能の事	八五
靈符の書方製法の秘傳	八六
神德御守の功顯例證	九〇

神傳軍人砲彈除守製法　九二
砲彈除けの禮狀例證集　九四
神傳訴訟の時に必勝法　九八
試驗に優等得る必勝法　九九
無盡諸勝負事の必勝法　一〇一
神傳人々開運の秘藏法　一〇三
諸人愛敬商賣繁昌の法　一〇五
諸事契約の違はぬ秘傳　一〇六
醫術婦人子を求む秘傳　一〇七
婦人難產の時呑む秘法　一〇九
神傳盜難除の靈秘製法　一〇九
神傳盜難品顯はす秘傳　一一〇
雷除の法幷に製法秘傳　一一三
雷にて氣絕の人甦す法　一一六
神傳近火々災除の秘法　一二七
逃走の人足留する秘傳　一二〇
走り人歸るの咒咀秘傳　一二二
男女仲惡く離別の咒咀　一二三
互に思ふ情を通する秘傳　一二六
眞言秘密不動金縛の法　一二七
神傳六算除の禁厭秘傳　一三三
小兒疳虫封じ方禁厭法　一三五
脚氣病全治の呪咀秘傳　一三七
虫齒病全治の禁厭秘傳　一四〇
小兒寢小便全治の秘傳　一四三
小兒夜啼を止る禁厭法　一四六
小兒病虫取釘責の秘傳　一四八
小兒の絕死を甦すへ法　一四九
眼病を全治するの禁厭　一五〇
瘧落しの神術禁厭秘法　一五六
疝氣病全治の呪咀秘傳　一五九
癇病消渴を治する禁厭　一六〇
長病難を止むる秘傳書　一六〇
火傷を全治の呪咀秘傳　一六二
婦人乳の出る禁厭法　一六五
婦人平產の靈符製造法　一六六
腫物全治の秘法呪咀　一七〇
婦人乳の腫物全治の法　一七三
蛇蝎にさゝれざる秘法　一七五

目錄

流行病傳染せざる秘傳　一
小便不通を全治の妙法　三
流行風を引かぬ秘傳法　四
每年霜燒せざる呪咀法　八
霍亂直に全治する呪咀　一一
神傳胃病全治の秘法　一二
神傳肺病全治の秘法　一七
神傳腦病全治の秘法　二三
神傳腹の病全治の呪咀　二六
神傳心臟病全治の妙法　二九
神傳肝臟病全治の秘法　三三
神傳僂麻質私全治秘法　三六
皮膚病全治の呪咀秘傳　三九
神傳疱瘡禁厭秘傳妙法　四一
方術砂蒔水取諸全治法　四四
氣節幹枝を以て難病を治す法　四五
方災病難解除全治法　四七
傳染流行病前知の秘法　四九
盜難の時男女を顯す法　四九
眞言秘密火渡の法　五四
神通力惡魔縛の秘傳書　六一
催眠術の定義及感通法　六五
催眠術を施す方法　六八

催眠せしむる方法　六九
催眠術古代の神託　七三
魔法切支丹の口傳秘法　七五
神術諸病釘責の秘法　七九
神術諸病除蔭針の秘法　八一
易術射覆の妙法秘傳書　八二
神傳米價高低豫知循環表　一〇九
諸病難を封する秘傳書　一四五
呪咀返しの呪咀并法式　一五〇
辨財天十六童子畫像解　一五六
井戸を埋る時の符並法式　一六二
竈の神祭る日の事　一六四
邪鬼靈鬼の祟りを除く法　一六六
死靈蛇となりて付纏ふを除く呪咀　一六六
呪咀禁厭修行者の事蹟　一六七
健康長壽の法　一七五
死蘇を知るの秘法　一七八
鎭宅靈符極意の秘傳集　一七九
鎭宅靈符七十二の圖解　一八〇
鎭宅靈符神咒經　二〇六
實驗調法神術靈妙秘藏書　坤目錄終

實驗調法

神術靈妙秘藏書

日本神代之卷

柄澤照覺

○第一代　國常立尊（クニトコタチノミコト）

古昔（ムカシ）天地未剖陰陽不分時渾沌如鷄子（モノハシクミコホリテトキルクワンタトシテ）溟涬而含（モリアキテフクメリ）芽及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯而爲地（ナルノアヒアフハヤスクテモタヾヒ）精妙之合搏易重濁之凝（コリ）塊難故天先成而地後定然後天地分（ムカシテンチ）昔天地開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地中生一物如（トキニアメツチトナカニウマルイチブツトシカヒ）狀葦芽便（アシカヒノヤウナルガゴトシ）化爲神號國常立尊（クワシテカミトナルゲウスクニトコタチノミコト）

次國狹槌尊次豐斟渟尊凡三神乾道獨化所以成此純男（フヒニクニサツチノミコトツゼニトクムヌノミコトスヱテミハシラノカミアメノミチヒトリナルコンヨヒナリコノトンナン）此國常立尊高天原所生神。

御名（アノミナカヌシノミコトツゼニ）天御中主尊次高皇產靈尊（タカミムスヒノミコト）次神皇產靈尊（カンムスヒノミコト）申皇產靈（ヒニハニ）此云美武須毗（ミムスヒト）以上皆國常立尊也

國常立尊生天鏡尊（クニトコタチノミコトアメノカヾミノミコト）天萬尊生沫蕩尊（アメヨロヅノミコトアハキノミコト）生伊弉諾尊（イザナギノミコト）

○第二代　國狹槌尊　陽神

此神ヘ水徳ヲ以テ王タリ百位萬歳　近江國日吉八王子社ノ御神也

○第三代　豐斟渟尊　陽神

此神ヘ火徳ヲ以テ王タリ百位萬歳　近江國日吉三宮ノ御神也

○第四代　埿土煮尊　陽神

此神ヘ木徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　伊勢國月讀社ノ御神也

沙土煮尊　陰神

此神ヘ木徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　播摩國井澤ノ御神也

一書曰以上　二神耦生之神ト申奉也

○第五代　大戸道尊　陽神

此神ヘ金徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　越前國羽太野社ノ御神也

大戸邊尊　陰神

此神ヘ金徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　伊豆國阿野社ノ御神也

○第六代　面足尊　陽神

此神ヘ土徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　伊勢國田代戸ノ御神也

惶根尊　陰神

此神ヘ土徳ヲ以テ王タリ二百位萬歳　越後國中原ノ御神也

以上三代既に男女の分ちありと雖も未た交接の道なし

○第七代

伊弉諾尊　陽神　近江國大上多賀村ノ御神也

伊弉冊尊　陰神　加賀國白山比咩社ノ御神也

此二神遘合の始也

此二柱の神天の浮橋に立ち天瓊矛を以て青海原を探り給ひしかば其矛の滴瀝凝り固まりて一の島となれり名けて磤馭盧島と云ふ今の淡路の國是れなり夫れより二尊此島に天降り給ひ國の中柱となし左右に廻りて天地の儀を定め始めて遘合して國土を生みまし次に五行を生みまし又一女三男を生み給ふ日の神月の神

蛭兒素盞嗚尊是なり

日ノ神　大日靈貴尊と號す

此御子光華明彩六合を照し給ふ故に親神喜びて曰はく吾息多くありと雖も未だ此の如き靈異の兒あらず宜しく此國に久しく留むべからず速かに天に送りて授くるに天上の事を以てすべしと給ふ是時天地相去ること未だ遠からざりしを以て天の柱を以て天上に送り奉り給ふとなり

月ノ神　月讀之尊と號す

此神其光彩日の神に亞ぐ故を以て日と配びて天下の事を治しめすとなし亦此の神を天に送り奉ると曰ふ

蛭兒尊歳三歳に及ふと雖も脚猶立たず故に之れを天の盤櫲樟船に載せて風のまに〳〵放ち給ひしと曰ふ

以下神代の記事あるも天神七代に關することのみに止めて茲に之を略す

地神五代之巻

○第壹代　天照太神大日靈貴尊　伊勢國五十鈴川上に鎭座内宮正殿なり

此神は伊弉諾尊の御子なり容貌光華明彩にましやして天上の事を治しめす此太神の御代二十五萬歳と云へり

○第二代　天忍穗耳尊

此神は天照皇太神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と申す御代を治しめす事三十萬歳高皇産靈尊の女栲幡千々姫を娶りて天津彦火瓊々杵尊を生み給ひき

此神は豐前國田川郡英彦山に鎭座す國弊社にして英彦神社と申奉るなり

○第三代　天津彦火瓊々杵尊

此神は天照大神の皇詔によりて蘆原の中國を治しめさんが爲めに三種の神寶を持し諸の神等を從へて天磐座より日向國高千穗の峰に天降り給ひ大山祇の女木花開耶姫を娶りて彦火々出見尊を生み給ふ

此神は大隅國囎唹郡韓國山の麓田口村に鎭座す國幣社にして霧島神社と申奉るなり

○第四代　彦火々出見尊

彦火々出見尊は御母は木花開耶姫なり父尊開耶姫を幸して只一夜に姙娠玉ふが故に深く疑ひて我子にはあらじと宣しを姫恨みて無戸室に入りて誓て曰く妾が娠める所若し尊の胤にあらずば焦け滅びん眞に天孫の胤ならば火も害ふこと能はずとて卽ち火を放ち室を燒き給ふ其炎の中にて生れ給ふが故に御名を彦火々出見と號し奉るなり。龍神の女豐玉姫を娶りて皇子を生み給ふ

此神は大隅國桑原郡新川の西宮内村に鎭座す官弊社にして鹿兒島神社と申奉る

○第五代　彦波瀲鸕草葺不合尊

彦火々出見の御子御母は豐玉姫未だ產屋の屋根の葺合せざるとき生れ給ふによりて御名を彦波瀲鸕草葺不合と稱し奉る玉依姫を妃として四柱の男子を生み給

ふ

此神は日向國那賀郡飫肥の吹毛井村に鎭座す官幣社にして鵜戸神社と申奉るなり

以上を神道家にて天神七代地神五代と稱し奉るなり偖て此尊の御治世八十三萬五千六百七十六年は漢土周熙王廿六年甲寅に當り今年釋尊出生あり同尊の八十三萬五千七百五十八年は周穆王五十三年壬申に當りて釋尊入滅あり歳七十九歳

寶永三年迄三千六百六十五年を經ると云ふ

○人皇　祖　神武天皇

御母は玉依姫なり八十三萬五千九百九十九年庚午の歳正月朔日に生れ給ふ御諱は神日本磐余彦尊と號す十五歳の時日向國より皇軍を起し王化に歸せざる逆徒を討ち平げ大和國畝傍山の地を開きて內裏を造營し萬

世の洪基を創め給ふ之を橿原宮と號し五十二歳にして御位に卽き玉ふ天種子命
天富命の兩人に國政を執り行はしむ今の攝政なり天奇日方命宇摩志摩治命兩人
政事を申す大夫とす今の大臣是れなり又宇摩志摩治命と道臣命の兩人を物部と
號して軍兵を司らしむ今の武士にして今に至るまで武士を「ものゝふ」と云とは
之より始まれりと云ふ時に漢士周の惠王十七年に當ると云ふ又天皇の辛未十一
年は釋尊入滅より三百年に當る又辛卯三十一年此の國の形ち蜻蛉に似たりとて
名を秋津洲と號す在位七十六年にして丙子三月廿一日崩御せられたり御壽一百
二十七歳

天照皇太神天降りまして神武天皇降誕迄一百七十九萬二千四百七十四年に
成ると云へり
以下御歴代は略す

○伊勢大神内宮

○伊勢大神内宮の事

○大神宮正殿天照皇大神一座

相殿

東手力雄命　此神は天の岩戸を開き玉へし強力の御神なり

西萬幡豊秋津姫命　天照皇大神の御子天忍穗耳尊の御妻にて高皇産靈尊の御女なり

抑も御鎭座の御事は日本記に云ふ日の神天岩戸を開きて出でます時鏡を以て岩窟に投入しかば戸に觸れて小瑕付きたりとあり此御鏡は卽ち伊勢の崇秘の大神なり此御鏡は神武天皇以來代々此鏡を御所に祀らせ給ひけるが人皇十代崇神天皇の御字に神威を恐れみ玉ひて天の香山の荒金を以て鏡と劍を改め鑄らしめ温明殿に崇め内侍所寶劍と號けて内裏に止め給ひ神代よりの鏡と劍は六年己丑秋九月に御女豊鋤入姫を附け奉り大和國笠縫の邑に磯城の神籬を立て齋き奉り給

ひしが其後大神の教によりて豐鋤入姫の命大神を戴き奉り國々に喜き宮所を求め玉ふに正老ひ玉へしによりて人皇十一代垂仁天皇の女大倭姫命之れに代はりて美和御諸の宮より諸國を順ぐりて終に同天皇の御宇二十六年丁巳十月甲子宇治鄕五十鈴川邊に移し奉り相殿には天兒屋根命太玉命座在ける其後外宮御鎭座の時此二神を外宮西相殿に定め給ひしと云ふ

遷移の沿革

人皇十代崇神天神七年庚寅の年神威を恐れみ玉ひて神地神戸を祭り神鏡神劒を別殿に遷座し玉ふ是れ遷移の始めにして皇女豐鋤入姫を祭りに隨はせ玉ふ後ち同卅九年壬戌の年豐鋤入姫大神を丹波ノ吉佐ノ宮に移し奉る此年豐受大神も此所に始めて天降り玉ふ同四十三年丙寅の年丹波の吉佐眞名井原に移らせ玉ふ之より又大和國伊豆の賀志本の宮に移し同五十一年甲戌の年大神宮を紀伊國名久佐濱に移し祝ひ奉り玉ふ同五十四年丁丑年吉備國名方

之濱に移し玉ふ同五十八年辛巳の年大和國三輪山品上に移し玉ふ是迄豐鋤入姫齋き奉り玉ひしが我日足ぬらと詔ひて御妹大和姫命に讓り玉ふ遷座六度なり同六十年癸未の年大和國宇多秋之宮に移し奉る○人皇十一代垂仁天皇八年已亥年に大神宮を近江國坂田宮に移し玉ふ同九年庚子の年に美濃國伊久良何之宮に移し同二十六年丁巳の年天逆鉾の靈現により伊勢國渡會郡宇治里五十鈴川上に鎭め奉り大和姫命をして齋事を司らしめ玉ふ伊勢祭宮の始なり此年より明治卅九年まで千九百九十二に成る

○伊勢大神宮外宮の事

○豐受大神宮正殿豐受大神一座

相殿

東　天津彦火々瓊々杵尊

西　天津兒屋根命

抑も御鎭座の御事は人皇廿一代雄略天皇の廿九年九月十五日なり天照皇大神を五十鈴の川上に鎭め奉りし後ち四百八十二年御託宣により雄略天皇大若子命を遣し丹波吉佐の眞名井ヶ原に座す止由居大神を山田ヶ原に迎へ奉つり之を外宮と崇め奉つる明治卅九年に至るまで千五百十年を經るなり

○三社託宣の事

八幡大菩薩

天照皇大神宮

春日大明神

右三社託宣の起は昔古正應年間の頃大和國奈良の都の時此都の東大寺の東南院

雖レ食二鐵丸一不レ受二心穢之人物一
雖レ座二銅焰一不レ到二心濁之人處一
謀計
雖レ爲二眼前利潤一必當二神明罰一
正直
雖レ非二一旦依估一終蒙二日月憐一
雖レ曳二千日注連一不レ到二邪見家一
雖レ爲二重服深厚一可レ赴二慈悲室一

聖彌親王の御時庭園の池水に以上の文字明かに現はれたるに始まると云ふ又一說に吉田の神主に憑り御託宣ありしに由るとあるも池水に文字の浮びたる說尤も然るべし

此三社託宣の題號に就き演ぶれば三とは天地人の三才なり社とは諸神を總べたるの義なり此の故に御託宣はあらゆる神の託宣と心得べし

又王の字は三の字に中點をうつなり是れ天下に王たるの君は天地人三才の德を俱備し天下を治め玉ふの心なり卽ち神德を受繼ぎ玉ふ曾意とす

又社とは土地の司と云ふ義なり萬物は地上に生じ人を養ひ育つ其恩廣大なり祭事をなすにも先づ地を祭るとて中央及び四方の土を取りて崇め奉る而して中央の土は黃なる紙東は靑南は赤西は白北は黑き紙に包みて壇を築きて祭事す但土は各方とも一寸立方を取りて社壇に封するなり此の故に示に从ふに土を以てして社と訓むなり託とはヨルと讀む神は形を顯はさずして人に憑り物に附きて言葉を寄せ給ふの意なり又宣は信はり天皇の命令之を宣旨と云ひ宣命と云ふも皆

な神の曰玉ふ義に取るなり

○天照皇太神は地神第一の神にして宗廟の御神なり

天照とは日の神にして天下を照し玉ふの義なり白虎通曰く天とは身なり天は萬物の總身にして萬物は天の支節也照とはアキラカナリと訓す和訓にはテラスと讀む皇とはスベラギと讀む萬事を總ふるの義なり又皇の字は白に从ひ王に从ふ白は明なり卽ち明王と云ふ意なりと大はオホシと讀む日の神の國土を照し王ふ事廣大なるの意なり神とはカミともタマシイとも讀む陽氣の精を神と云ひ陰氣の精を靈と云ふ又神の字は示に从ふに申を以てす神に祈るとは申の義にして利生を與へ玉ふは示すの義なり

○春日大明神は社稷之神にして皇孫臣下の神なり

春日大明神は天兒屋根命なり太中臣氏の祖神なり春日とは春夏秋冬四季の中に春の日は萬物ことゝく生育するの時にして國家萬黎共に其廣大の德を承くるの意なり此の故に此の二字を御名に奉りて其神德を崇め奉るなり

○八幡大菩薩は人皇十五代應神天皇の御事なり天照皇大神宮の御分身にして瀨織津姫の御再誕なりと云ふ筑前國三笠野郡宇佐野宇里佐村に御誕生あらせられしと云ふ御母は神后皇后に在ませり

八幡とは皇子誕生の御時四天王八つの幡を捧げて降臨ありしより八幡と名け奉りたるなり又菩薩とは梵語の略なりアマネクスクフと讀む卽ち菩提薩埵の義なりと云ふ

○神拜之次第

此は大拔大成に依りて揭載す

最初　沓揖

次　着座

次　正笏乍立一揖而脫沓　無笏者用扇

次　拍手　正笏乍居一揖而措笏於右側

次　再拜　二度

次　祓　正笏立再拜女者座再拜

次　祈念　中臣祓三種祓大祓等攝掌唱之

次　拍手　二度

次　再拜　正笏立再拜女者座而再拜

次　座揖　正笏座一揖

次　起座

次　杳揖　着杳正笏立一揖

次　退出

○奉幣之正式

最初　着座

次　從者執幣進祭主

次　祭主執幣　右手執之幣之首向左方

次　再拜　立振幣左右左　一拜

又　立振幣左右左　一拜

次　小揖　持幣乍居一揖

次　再拜

立振幣左右左　一拜

又　立振幣左右左　一拜

次　幣使進受幣獻神殿

次　幣使向祭主小揖申返祝拍手祭主應之拍手

次　起座　如例

○祈禱之式と勸請之法

神佛の冥護によりて已れの希望目的を滿足せしめんとして立願求救するを祈禱と曰ふ其希望は萬人萬種にして一樣ならずと雖も凡て普通の人力を以ては到抵其の目的を達し能はざる至難の事柄多きに據るなり要するに神佛は宇宙間の大主宰者大能力者にして此の大主宰者大能力者は如何なる難事をも成就し得るものにして能く吾人の請願を感受して其目的を成就せしめ得るものなるを以て之

れを行ふに外ならず而して其是を行ふに自ら通式あるものなり今左に其順序を示すべし

最初　祈禱の祭壇を設く

但壇を南面に設く可し

次　祭壇に向ひ敬拜す

次　着座　座揖

次　稽首再拜拍手祓詞を宣る

次　燒香

次　招神詞を奏上す

次　獻供

一拍而供進

次　祝詞

音容端正而中音奏上

次　行事　願所之呪法を行也

次　手當胸瞑目祈念

次　稽首再拜　拍手二度

次　撤供　之れは時宜によりて其儘供置くも妨なし

次　送神詞を奏上

次　起座　座揖

次　退場　此時三足後退而一拜去

又勸請之法に橘式多々良式其他種々の式ありて一樣ならず故に茲其勸請の名目を記するに止む

極秘勸請　玉勸請　笏勸請

御柱勸請　鏡勸請　榊勸請

神籬勸請　札勸請

右の數種とす

○神集神勅降臨之要文

附　送神之要文

人若祚禱せんと欲する時は前章述べたる祈禱の法式に從て招神之詞を奏上するを要ず今左に其詞文を掲ぐるを以て之に依りて奏上す可し

文曰

謹而奉勸請御社奈岐此所爾降臨鎭座仕給而神祇之祓可壽々々平介久安良介久聞食弖願於所乎感應納受奈左志女給幣誠恐誠惶降烈來座敬白

大哉賢哉乾元享利貞如律令

又卜筮に據りて吉凶を伺はんと欲する時は左の文を唱ふべし

伏而 惟 易者民用を前め卦神明合顯若有孚感而遂通謹而先天之肇教を叩く願後進迷途開玉敬爐香を燃て朔聞

惟 皇上帝宇宙之神聖此聞寶香願降臨仕玉某某某某某某某某町村某姓某名其事禱祈猶豫未決所疑質神靈請皇愍垂而速吉凶を示玉へ

此詞を奏上して撰筮す可し

招神之詞以上の如し

是より送納要文を示す

○送納之要文

掛卷毛賢岐天神地祇爭爾降臨一切乃諸神等元乃本宮幣送利奉留恐禮奈加良

承引給幣送納歸宮住社敬白天福皆來地福圓滿神道神力一切諸願成就守良世

給幣止恐美恐美申須

又卜筮之送文

小子其事に臨て猶豫未決依所疑神靈に質す靈鑑炳然として其卦爻を得せしむ小子恭敬して取て其變に隨て稽首して送り奉る各上天に歸玉ひ重て告懇あらば願は降臨を望まん稽首歸依伏て惟珍重

右は送神の要文とす

○兵法九字の大事

金剛合掌

南無本尊會界摩利支天

來臨影向其甲守護令給

九字のきり方左の通り

臨兵鬪者皆陳裂在前と切るべし

獨沽の印　大金剛輪の印　外獅子印

內獅子印　外縛の印　內縛の印

智券の印　日輪の印　寶瓶の印

右は皆左に圖解を以て記しあれば此圖面の通り行ふ時は自ら覺ゆるなり記臆す

る以上は野山戰地又は夜中旅行總て一代身に重大なる災害あらんとする時に之を行ふべし何事も避くる事神傳妙術なり

臨兵

普賢三昧耶

大金剛輪

天照皇太神宮

毘沙門天

正八幡大神

十一面觀世音

闘者

外獅子

内獅子

春日大明神

如意輪觀世音

加茂大明神

不動明王

皆外縛　陳内縛

稲荷大明神
愛染明王
住吉大明神
正觀世音

裂智券　在日輪

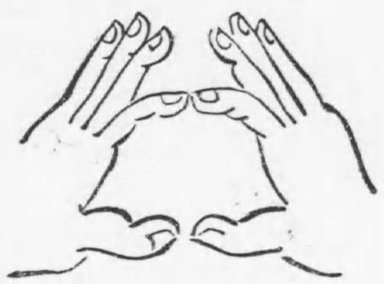

丹生大明神
阿彌陀如來
日天子
彌勒菩薩

前隱形

摩利支天

文珠菩薩

降臨時の神向讀歌

○千早降る矣も高天原なれば集り給へ四方の神々
○幣立此處も高天原なれば集り給へ四方の神々
○明て見よ神の寶藏に何もなし祈りし所神風ぞふく
○神垣や居垣にばかりすがたにて無きこそ神の姿なりけり
○心だに誠の道に叶ひなば祈らずとても神やまもらん

南無九万八千神來臨守護隱急如律令

合掌　天之御柱　但し右の五種の歌三遍唱ふべし
　　地之御柱　次に彈指　後に三種の祓ひを再度讀む可し

九字を戻す法

をんきりきやら。はらはら。ふたらん。ばそつ。そわか

右を三遍唱ふべし

○方除星祭り靈符の製法

星祭りの式

先　祭壇を設け榊の葉を備ふ
次　神拜　拍手　如常
次　安座
次　榊の葉を以て左の如く唱ふ

鎭宅靈符尊生　一拜
大陰化生　水位之精　虛危上應　龜蛇合形　周行六合　威接萬靈
無幽不察　無願不成　刼終刼始　剪伐魔精　救護群品　國家咸寧
數終未申　妖氣流行　上帝有勅　吾固降靈　戰楊正法　蕩邪譬兵
化育黎兆　協贊中興　敢有小鬼　欲來見形　五日一視　五嶽摧傾
噫急如律令奉導誓願何不成就乎　合掌

次　善星皆來　惡星退散　百反
次　供物
次　左の文を讀むべし

文曰

上眞垂祐　某　災害不生　福壽增延　子孫榮顯
六畜興生　掃除精怪　蕩滅妖氣　田蠶倍盛
止符靈驗　來歷甚多　述之難盡　三反　靈符秘妙　永鎭門庭

次　神酒の口を取りて榊を以て四方に散す
次　送神文
次　神拜　拍手　如常
退下

○方除靈符の書方

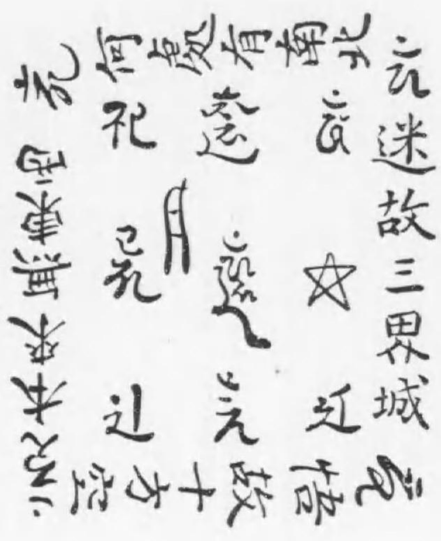

表書　臨兵前　劣

右の如く書して之を白紙に包み上書には南無三寶荒神守護と記し

裏には　 　と記すべし

而して之を犯したる方位の柱の下に埋むべし

○稲荷使白狐勸請之事

附　行事式

順序左の如くす

齋戒三日朝夕行水

神前の裝飾を爲し祭壇の左右に四垂を付けたる榊を立て端出之繩を絙す

先　神饌を獻る

神饌品目

御飯（洗米を用ゆるも可）　御酒　鮮魚　乾魚　甘菜　辛菜　奥津藻菜

邊津藻菜　菓　作菓　食鹽　清水

次　榊に紙を付たる大玉串を神前に獻りて拜禮

次　祓

中臣祓　三種祓　大祓

次　稲荷之祝詞
次　白狐勸請文
次　祈念
　志す所の願事を微音にて祈念
次　拍手再拜
次　送神呪象
次　拍手小大二度宛
次　撤二神饌一
　時宜に依て其儘に置くも可也
次　座揖
次　立揖
次　退座
　順序以上の如し

○稲荷祝詞

高天原仁神留座須中爾居鳴之神之御前爾祓申志給氐申佐久都爾近而大公之私爾仰被仰座爾御徳高志殊爾所有之思行氐波神乍共所聞食氐皇我朝廷乎天日月乃動无久常盤爾堅石爾守幸比給氐天下平而長雨日照之災波之患乎聞事無久雨風毛時爾順比五種之穀物豊爾稔良令給幣止恐美惶美申須

○白狐勸請之經文

掛眞久毛畏幾大日本稲荷五社登申奉波稲蒼魂命大巳貴命太田命大宮姫命保食命五柱乃大恩神奈利

昔神代乃御時與利安鎭志國家之鎭守也偖又稲荷止號奉留波瓊々杵命降臨乃御時爾日向乃高千穂樓觸峯爾稲穂乎奉捧雲霧乎掃比給比志與利稲荷大明神止號給布夫與利國々乎奉蒙稲荷之靈驗妙徳乎示志先所謂王城地爾謹請須甫佐之紫美狐、華山院若狐、松田邊爾神丘之神子狐、片岡山爾火燃狐、大和國爾葛城山之源家

坊、津國爾幾田小屋成友乎迷須、黒狐、河内國自田夫、和泉國爾名負信田森之葛葉狐、伊勢國爾千早振神路山之古狐、志摩國鳥羽浦狐、伊賢國上野之源太丸、尾張國宮之三良、三河國爾鳳來寺峯之藥師之瑠璃狐、遠江國爾秋葉山之粧化坊、伊豆國爾赤澤山角力取狐、駿河國爾時不知山者富士之根太郎丸、相州爾自由自在爾飛來大山寺之通力坊、甲斐國爾御嶽坊、武藏國爾草爾入利草與利出氏、世界州知之我慢坊、王子之里之五香丸、安房國爾洲崎坊、上總國爾小金原之駒止狐、下總國息栖浦之綱除狐、常陸國筑波根之峰爾栖志木葉隱之伏狐、奥州爾千家之浦邊之鹽釜坊、出羽之國羽黒之菊太夫、下野國那須原之美女狐、上野國一ノ宮御先坊、信濃國飯綱山肥滿坊、飛彈之國犬神狐、越後國音爾聞雪爾隱氏穴住狐、佐渡國金山丸、越中國富山丸、越前國勝山之芝狐、能登國岩倉之渡丸、加賀國白山之白僧坊、美濃國爾谷汲山御堂丸、近江國石山寺之狐、紀伊國三國一之瀧本狐、播摩國化粧坊、丹波國焔魔坊、丹後但馬二國爾千丈嶽鬼神狐、備前備中備後三ケ國住渡偸伽山神尺坊、因幡國爾源藏丸、伯耆國爾大山天狗坊、出雲國爾伊達山之古狐、石見國濱田丸、長門國越濱邊之浦狐、安藝

國爾嚴島之七浦狐、周防國德山之水晶丸、美作國爾津山丸、隱岐國知夫郡鈴振狐、淡路國島津郡之五十上狐、四國之地爾至氏波伊豫之松山常磐坊、土佐國吾臺山之白代丸、阿波國爾鳴戸浦之浪切狐、讃岐國爾象頭山之金毘羅坊、筑紫九ケ國爾住渡筑前國妙見山北斗狐、筑後國高良山之峯市坊、豊前國爾菱形池之坊、豊後國杣ケ嶽之斧狐、肥前國爾佐賀之與止姫狐、肥後國安蘇山之赤狐、日向國檍原之神代狐、大隅國霧島山鉾持狐、薩摩國鹿兒島丸、壹岐國魚釣山竿狐、對馬國上縣田之古狐

總而日本國六十餘洲之白狐神此處爾勸請奉留貴社官社愛愍納受令成賜幣止恐美恐美申須

白狐勸請文終

○祈禱之順次

○外五鎭印

稻荷山吾玉垣乎引志女氏

吾思事加奈惠御社

○内五鎮印

稲荷山三箇之玉垣打叩
吾願事乎神哉答幣牟

○護身神法

身體護神凝島
髪膚護神八尋之殿
魂魄護神日之大神
心上護神月之大神
行年護神星之大神

次

拍手　小大

宇氏波鳴宇多禰波奈良怒拍手之
於天之内外之神波喜喜麻令

○標神呪象

標神之神標仁標志寄事仁
神寄仁寄禮神寄之神

當日之支第五位に向つて
左の膝を拍く事　五度す但左手にて爲す事

○聞神呪象

聞神之神爾聞且神告仁
告政仁答幣神語利爲居

當日之支第三位に向つて
右之手を以て右の膝を拍く事　三度

○白狐印

佐牟氣禮牟氣牟氣禮牟之劒丁丁止鳴波與志野乃華加良須
七難有波和賀身志良世與

○外五鎭印　三返唱
稻荷神狐王　百返唱
○内五鎭印　三返唱
又
物之怪於彎氏放須波梓弓
受取利賜倍今日之聞神
稻荷山神寄來令手抦由美
我神引爾引我往隨往隨
以上の二首を唱へ心中願事を微音に唱ふ可し
○返神呪象
奉送一心所レ請上稻荷五社大明神並爾衆祇白狐神本津宮居爾令還給倍向後
奉請波愛憐御心乎垂給比氏願事一一爾成就令成給幣止恐美怪美申須
次　再拜

次　座揖
次　立揖
次　退下
此法は初學の能く行ひ爲すと能はざるの法なれば潔齋修行して之れを行ふを要するものと知るべし
凡て行事は事の大小尊卑に係らず唯齊戒水行祓詞を忘ずして誠心之を勤むる時は靈驗著明也
此の故に至誠神に感通するの境に至りて謹て可行者と知る可し、穴賢

○神術妙法狐憑の秘法

先　神前に憑人を安座せしむ
　但し御幣を持たすべし
次　左の如く唱ふ

謹請再拜々々〳〵爰に稲荷大明神勸請奉る一々〳〵上々祓ひ給ひ清め給へ

次　尚ほ左の文を誦すべし

淺山羽山羽黒の權現御竈の荒神上下言はずにチナカも陳ずる並に豐川稲荷大明神

次　御幣の震動するを見て左の如く唱ふ

天仁止路止路地仁止路止路御勇美奈佐禮

次　問答

次　左の歌を三返誦す

千早降る神乃力於以氐元乃所爾送利止牟

次　背に犬と云ふ字を三つ書いて其背を打つべし然るときは卒倒して忽ち憑りたる狐落るなり

前章　稲荷使ひ白狐勸請の經を參照し適宜に之を讀み上ぐべし

○神傳狐狸の憑物を顯はす法

狐狸の類虚に乘して犯すあり今此を知るの秘事と、之を顯はす　秘法を左に記述して何人にても容易に之を行ふを得せしむ

△狐附を知る秘事

兩の股の間に 此の如き梵字を一字珠數にて書くなり狐附なれば非常に痛を感ずべし然らざれば更に痛むことなし故に此法によりて之を知り然る後に祈禱すべし

△脉考の事

大指の下寸口の上に動脉あるは狐魅なり又脈搏或は急に或は緩に或は大或は小にして脉搏度を失ひて亂れたるは邪氣の祟皮膚の間をくゞる故なり

左右の手首の本脉左右相違あるは憑物なり眠と眼と見合せば狐附なれば非常に之を嫌ふなり

△人相の事

狐附きたる人の相は面色青黒を催し命宮と福徳宮の邊に粟粒の如くなるものを吹出す口の邊の皮の底に凝りあるは狐付なり背骨を推して見るべし嫌がるものなり

△憑者を顯はすの法は左の如し

附物の形を顯はすことは車前子の實の二股になりたるを取り蔭干にして用ゆるとき油に浸し之れに火を燃し病人發りたるとき其座敷の障子を立切り外へ出ぬ様にして外の明を消し車前子の火にて見れば何にても附きたるものゝ形見ゆるなり鳥獣或は虫にても生きたるものゝ顯はれたるときは之を捕へ箱に入れ川に流すべし而して其捕へ難きは之を外に追ひやるべし

△狐附を落す咒咀

右の符を認め之を病人の首に掛けさすべし若し病人之れを嫌はば病者の居間の上に釣り置くべし落つる事妙なり

△野狐付きたるには左の符を用ゆべし

右の符を書きて慈救咒にて加持し額にも此符を書くべし首に掛けさすことは前の符と同じ

△狐災ひをなすときは左の符を用ゆべし

右の符を認め加持には慈救咒大威徳の咒を唱へて之を押すべし

○狐付狐退の神灸秘傳

先　神前に向つて一揖

次　修祓

　布留部祓を唱ふ

次　加持

　病人に向つて加持す

次　神灸を行ふ

此行ひ方は清く削りたる平面の板に圖の如く書したる上に灸を据ふるなり

板の削りたる物

寶
寶

此の如く三度重書し其上を朱にて丸を書き下の二字を狐付に蹈せ先づ其上の寶の字に灸す次に下の並びたる寶の字にも灸するときは左の文を唱ふべし

文に曰く

附くもぶしよう附かるゝもぶしやう一時の夢ぞかし生八難の池水積りて淵となる鬼神に横道なし人間に疑なし教化に附さるに依て時を切てすてるなり

△又法

清く削りたる板に左の符を認め灸するもよし

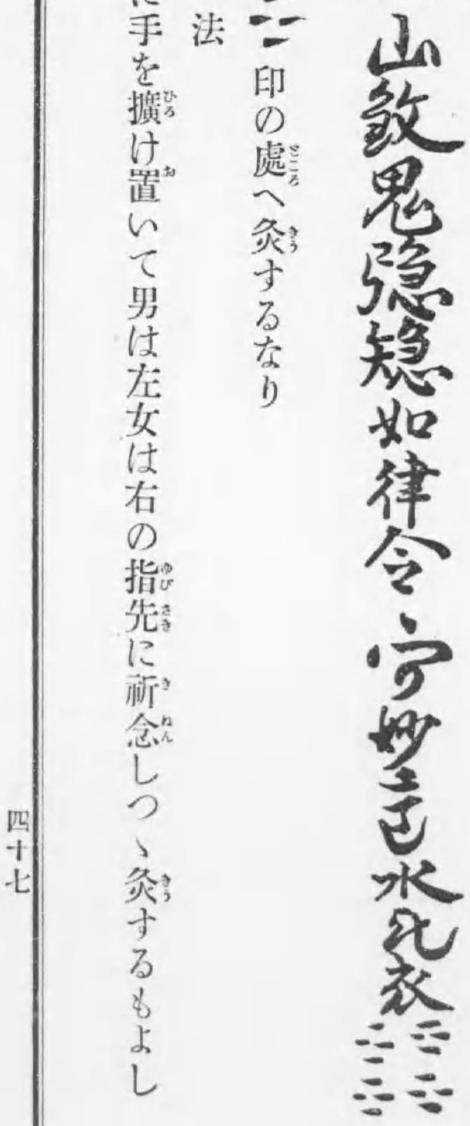

右符の二印の處へ灸するなり

△又一法

板の上に手を擴け置いて男は左女は右の指先に祈念しつゝ灸するもよし

○神傳不思儀十字の祕傳

天　高貴大官の人の前に出る時書之
航海渡船の時に之を書も可也

龍　海河又は船橋を渡る時書して持也
大風雨に向ひて出づる時に書く也

虎　廣野原野深山に行かんと欲する時書きて可持
山獵又は賊に逢ひたる時に書くも可也
對惡人等の時之を書して持つべし

王　不時に應する時又裁判の時之を書くも可也
人の家にて怪しき茶酒飲食之時之を書く

命　敵に向ふ時之を書して持つも可也

勝　軍陣并に萬勝負の時に書く可し
賣買の時に之を書すも又可也

喨　疲病の有る家に行かんとする時
諸惡人の集まる所に行んとする時

大　怪しく思ふ場所又は淋しき所に行く時
惡病傳染病の人を見舞ふ時に之を書す

水　案內知らざる家に行時又酒席に出る時
身構淸淨の時又は水論ある時に之を可書

日　萬祝言慶喜之時
病者を訪ふ時

以上の十文字を以て世に云ふ十文字の大法と稱す
之を行ふには男は左の手女は右の手にて刀印にて空書すべし又刀印を硯に施して白紙に書して懷中するも可也

○易術死靈生靈顯はす秘傳

䷀ 乾爲天

此卦廣大包容の象あり故に此卦に當る家は人家多き中にありて兩門相對するの家とす家内安からざるの卦なり而して此家病の生ずるは巽の方邪鬼の祟なり病症は寒熱頭痛の症とす小兒なれば太白星の祟りなるを以て星祭をなして祓へば吉なり又此外祟をなすは婦人の障り乾の方神の祟り晦日の死靈等とす而して此卦の初爻は神の咎二は女の死靈三は女の怨み四は神の祟り五は南方の生靈又は竈の神の祟り上爻は死靈の祟と知るべし又此卦に遭ふ家は傳來の刀ありて家に難みを生ずること多しとす

䷁ 坤爲地

此卦萬物生養するの象あり故に此卦に當る家は盛運に向ふの地勢にあるか又は神社に近き處にあり住居すれば安寧なり然るに此家病ひ發するは東南の方大樹の下に縊死したる人の靈祟をなす此の方に吉神を祭つれば吉なり病症は寒熱往來し腹内疼痛し手足重きの症とす又以上の外祟をなすは八日十八日の死靈又は東方男の生靈巽の方女怨か山神の祟等とす而して此卦の初爻は死靈二は水神の祟り三四は四ッ足の祟り五と上爻は人の怨みと知るべし

䷂ 水雷屯

此卦萬物始めて生ずるの象なり此卦に當るの家は東北の方に階段あり因て火災及盜人の難あり常に用心すべし而して此家病氣發するは丑寅の方神の祟りなり病症は寒熱往來して頭日昏闇み飲食進まざるの症なり故に鬼門除の法を行へば癒ゆべし此外此卦に付ての祟物は六日十九日の佛亦は女の死靈の祟り蛇を殺し

たる障り等にして殊に金神の咎めあり故に能く之を祓ふ法を修行せば可なり

䷃ 山水蒙

此卦は山の霧の爲めに隠くるゝの象あり此卦に當る家は竹林あるか又前に流れある家にして不時の福を得るの吉相とす然るに此家に病の發するは鬼門を穢したる祟りにして病症は咽喉疼痛し眼目くらく心中鬱結して物思ひをなすの症なり月輪星を祭りて吉なり此外此卦に就ての祟物は六日又は十七日の死靈及び山神の祟り等とす而して此卦の初爻は墓の祟り二と三と四とは水神の祟五は産神の祟上爻は人の怨みと知るべし

䷄ 水天需

此卦は雲氣天に滿ちて雨降らざるが如き象なり此卦に當る家は福德薄くして住所安からざるの象にして災あり而して又此家病の生ずるは是れ鬼神の禍をなすによるなり病症は酒毒か然らざれば癲狂の症なり能く神を祭りて祓をなすべし

而して此外此卦に付ての祟りは家に名劍あるか又は男の死靈か神社に釘を打ちたる祟等とす而して又此卦の初爻は氏神の咎三五は四足の障あり上爻は男の生靈若しくは怨と知るべし

䷅ 天水訟

此卦は陰陽相背くの象あり此卦に當る家は居所安からざるの象にして家の後に流ありて北向の住居とす而して此家病發するは是れ土公神の障りとす病症は熱の差引ありて身體痛み多し亦眼病等とす竈の神を祭りて吉なり此外の祟は乾の方古社の祟り又は七日十九日の死靈の祟りとす而して又此卦の初爻は人の怨み二も同し三と四は死靈五は水神上爻は女の生靈の祟りなり

䷇ 地水師

此卦は水地中にあり卽ち寡を以て衆を伏するの象あり此卦に當る家は居所多く水邊にありて家族多かるべし而して口舌絶えざる象なり又病の生ずるは辰巳の

方神祇の祟りなり病症は心腹痛みて熱あり又耳の病とす辰巳の方に吉神を祭りて吉なり此卦に就ての祟りは初爻は東方女の生靈二は水神の祟及山神の祟りと す三と四とは馬の靈の祟り五と上爻は小兒の死靈祟をなす

䷇ 水地比

此卦は水地上にありて相親みて離れず親和するの象なり此卦に當る家は安穩無事にして異向の家にして人の出入多く吉なり然るに此家病の發するは先祖の靈禍をなす病症は胸塞り水氣の症なり宜しく祖先の靈を祭り法事供養して吉なり又此卦に就ての祟ものは右の外四足の祟八日十四日の死靈等にして而して初爻と二爻は古佛の祟水神の咎にして三は山神の祟四と五とは死靈上爻は人の怨か又は歲德神の咎と知るべし

䷀ 風天小畜

此卦は小を以て大を止むるの象あり此卦に當る家は四方墻にて圍み外に田あり

て福德集まる象あり但し口舌を防ぐべし而して此家病の發するは竈の神又は九曜星の祟りなり病症は兩便不利婦人は血の道等にして四肢痛みあり故に星祭をなして吉なり又此外の祟は南方女の生靈等とす而して又此卦の初爻は山神の咎二は金神三と四は死靈五と上爻は神の咎あり

䷉ 天澤履

此卦は虎の尾を履むが如き象ある卦なり此卦に當る家は屋後に不淨物ありて爲めに一家睦しからざるの家とす而して此家病あるときは屋敷内に佛具又は死體の類埋れ居る障りなり病症は寒熱往來し胸に動悸ありて痰咳に苦しむ症なり能々祓して吉なり此外の祟は屋敷内に塚などある障りなり又此卦の初爻は水神の咎二と三は死靈四は邪鬼の祟五と上爻は御護札等を穢した咎と知るべし

䷊ 地天泰

此卦は小往き大來るの象あり此卦に當る家は日當りよき處にある家なれども女人に障りあり而して此家に病あるときは土神の祟りなりと知るべし病症は腰痛み心熱あり食進まざるの症なり土神を祭祀して癒ゆべし此外の祟りは婦人の怨み歳徳神の咎め等とす而して又此卦の初爻は東方男の生靈とす五爻と上爻は神祇の咎と知るべし又重病なれば其人の胞の埋め所惡き故なれば星祭を行ふべし

䷋ 天地否

此卦は天地交はらずして物事通ぜざるの象あり此卦に當る家は門前に竹林あるか又は小高き山ありて日光の光を受くること少なきの家宅なり而して病の發するは東南方の神の祟なり病症は婦人は經水の不順なり又男子は多く頭痛して逆上狂亂の症とす神を祭り方災を除けて吉なり其外祟りは朔日又は十八日の死靈か疵ある鏡の祟等とす而して此卦の初爻と三爻とは神の咎にして五は荒神の祟

なり上爻は南方神社の咎なり

䷌ 天火同人

此卦は日の天に麗くが如く人々相親しむの象あり此卦に當る家は左右に樹木あるか又は門前に道二筋ありて人の出入繁く喜びありて吉なり然るに此家病の發するは竈神の祟にして病症は血氣胸に集り四肢重く食進まずして大小便通ぜざるの症なり竈神を祭るべし此外祟をなすは南方窓を明けたる障りか又は北方神祇の祟り等なり而して此卦の初爻は艮の方神佛の咎め二三四は死靈五と上爻は荒神の祟なり

䷍ 火天大有

此卦は日の天上にありて萬國を照すの象なり此卦に當る家は家運盛んなり而して此家兩門ありて兩性同居の象あり病の發するは東南方の山邊或は橋邊の神の祟なり病症は眼目に障りあるか胸痛むの症なり此神を祭りて祓をなせば吉なり

此外此卦に付ての祟は十五日の佛又は南方神社の大木の祟又は男の生靈の祟等とす

䷳ 地山謙

此卦は地中に山あるの象にして謙遜德をなすの卦なり此卦に當る家は必ず山麓に近く道平順にして利を得るの相ありて然るに此家病の發するは金神の祟りなり腰及び手足の痛等にして見掛より重症なり猛き神を祭つりて祓をなすべし此外此卦に就ての祟は四日十五日の死靈又は古き墓又は塚等の障り等とす又此卦の初爻と四は死靈五は水神の祟上爻は屋敷に埋れものありての障りと知るべし

䷏ 雷地豫

此卦は萬物雷の鼓動によりて發育するの象あり此家大なる門ありて地所欠張あり高名の人を出すの相あり然るに此家病の發するは土神の祟りなり病症は咽喉痛みて咳喇し骨節痛み外冷へ内熱するの症とす土神を祭祀せば吉なり又此外十五日廿六日の死靈又は荒神の祟あり而して此卦の初爻に當れば金神水神の祟二と三とは男の生靈四は辰巳の死靈五は怨み上爻は鬼門の障土公神の答め等と知るべし

䷐ 澤雷隨

此卦は我動き彼悦ぶの象なり此卦に當る家は神社に近き所か地所内に古塚あるべし相に於ては宜しからざるの家なり而して此家に病の發するは水神の祟りなり病症は四肢重く咽喉痛みて飲食安からず嘔吐あるの症なり水神を祭るべし此外四足の祟り婦人の障り又は二日十二日の佛の障りあり此卦の初爻に當れば女の怨み二三は死靈四五は水神の答め上爻は神祇の障と知りて祓をなすべし

䷓ 山風蠱

此卦は蟻の穴より堤防破壞するが如きの象あり此卦に當る家は前方に小屋ありて家破るゝの相ありて凶なり而してこの家病の發するは女の怨魂蛇となり屋敷中

にありての障りなり病症は風勞又は瘡の憂あり辰巳の方にある庚申を祈りて之を祓ふべし此外の祟は五日十二日の死靈出家したる人の障り等とす而して又此卦の初爻に當れば水神の咎め三四は生靈五は人の恨み上爻は婦人の死靈と心得べし

䷇ 地澤臨

此卦は衆人望みを屬するの象ある卦なり此卦に當る家は水澤の鄉に近く家業繁昌するの象あり又他姓の人と同居しあるの家なり而して此家に病ひの發するは土神の祟及び四足の祟り惡靈の障り等による東方の神に祈れば吉なり病症は酒毒中風又は下の病等とす而して此卦の初爻に當る祟は婦人の怨靈二は生靈三四五水神の咎め上爻は四足の祟りと知るべし此等は皆東方の神に祈禱すべし

䷓ 風地觀

此卦は雲晴れ地上風あるの象なり此卦に當る家は竹林あるか舊き神佛を祭つる祠あるか又は寺に近き所にあり吉相なり此家病の發するは東南方の寺の邊に當る神の祟りなり病症は身引つり痛むか寒熱往來して頭痛あるの症なり乾の神を祈れば吉なり此卦此外の祟りは八日十四日の死靈若き女の怨み等なり而して此卦の初爻と二三は水神の咎め四五は神の咎め上爻は祟りあるも輕し

䷔ 火雷噬嗑

此卦は口中物あるの象萬事障りあるの象なり此卦に當る家は門戸凶にして火災を防ぐべし而して此家病ひの生ずるは血光の神の祟なり病症は手足の痛み熱ありて食進まざるの象なり西方にある庚申を祈りて宜し此外の祟は廿日廿三日の死靈又は荒神の祟り等とす此卦の初爻に當れば山の神の祟り二と三は大木を伐りし祟り四は生靈五と上爻は南方女の怨靈と知るべし

䷳ 山火賁

此卦は先明通泰の象ある卦なり此卦に當る家は先祖相傳の家宅に非ず自ら成立

したる家にして勢盛んなるの家なり末程吉なり然るに此家に病ひの發するは荒神の祟りにして病症は手足力なく飲食滞りて胸に痛みありて服藥效を見ること少し東の方の神佛を信じて吉なり此外祟となるは産後死したる人の靈又は蛇の祟り等とす而して初爻と二の變は荒神の祟り三四五は人の怨み上爻は死靈の祟と知るべし

䷖ 山地剝

此卦は舊きを去り新しきを生ずるの象なり此卦に當る家は寺か神社に近き所にありて人家少なき場所なり鄰家あれば吉而して此家病あるは西方の木の下にある神の祟とす病症は血膿の災あり西南の庚申を祀つれば吉なり此外祟となるは七日か二十八日の死靈等とす而して此卦の初爻に當れば水神の祟り三四は荒神の祟五と上爻は山の神の祟と知りて之れによりて祓ひをなすべし然るときは吉なり

䷗ 地雷復

此卦は一陽來復の象ある卦なれども此卦に當る家は兎角家内和せざるの象ありて又此家に病ひの發するは女の死靈祟をなすによる病症は心中煩悶して嘔吐あるべし東方の神に祈禱してよろし又此外祟をなすは古井戸の障り及び六日廿四の死靈等とす而して此卦の初爻に當れば死靈三四は竈の神の祟五は水神の咎にして上爻は牛馬等の障りと知るべし

䷘ 天雷无妄

此卦は舊きを守りて常に安んずるの象あり此卦に當る家は家宅の割に人口多きの家なり相として吉なり而して此家に病の發するは双にて死したる人の祟りとす病は内熱し外冷て氣鬱するの症なり金曜星を祭り祓をなせば吉なり此外の祟は山の神の祟り人の恨み等とす而して此卦の初爻に當れば山の神の祟り四は佛を穢したるの障り上爻は死靈の障りと知るべし

䷳ 山天大畜

此卦は小を積んで大をなすの象あり此卦に當る家は田畠に近し是れ安居して吉なるの家なり而して此家病の發するは土神の障りなり病症は寒熱往來し心腹痛むの象なり子の方の神を祭つれは吉なり此外祟をなすは四日十三日の死靈四足の障り等なり而して此卦の初爻に當れば死靈二三は竈の神の祟り又は女の怨み五と上爻は四足の障りか荒神の咎なるべし

䷚ 山雷頤

此卦は善に遷り惡を遠くるの象あり此卦に當る家は山麓に近き所にあるか門戸二ヶ所あるべし火災を防ぐべし而して病の發するは家に太刀ありて太刀に疵あるの障りなり病症は頭痛あり心裡に熱結んで長引くべし土曜星を祭りて吉なり此外祟となるは水神荒神の祟等とす而して此卦の初爻に當るは死靈二三は人の怨み四と五は荒神上爻は水神の咎と知るべし

䷅ 澤風大過

此卦は物覆へるが如き象あり此卦に當る家は西方に人家多く東に隣りなき家にして家相上吉ならず而して此家に病を發するは溪山にある神の障りなり病症は肝氣高ぶり手足引つるの症なり西方にある金曜星に祈れば吉なり此外の祟は一日十七日の死靈か家出して歸らざる人の怨なり又此卦の初爻に當れば神の咎め三と四は水神の咎め上爻は死靈又は金神の咎め又は不動の祟り又は猫の障りと知りて之れが祓ひをなすべし

䷜ 坎爲水

此卦は外虛にして內實なるの象あり此卦に當る家は江河の邊の宅なり吉なるの家とす而して病の發するは水難にて死したる人の祟りなり病症は氣疾みにて飮食進まず長引くの象なり東南方の神を祭つれば申の日より驗あるべし此卦に就て祟りは初爻は土公神の祟二は女の生靈三は自害したる人の怨み四は金神の障

り五と上爻は婦人の怨恨と知りて祓をなすべし

☲ 離爲火

此卦は飛鳥網に罹るの象あり此卦に當る家は必ず新しく普請したるの家にして安寧ならず盜難或は火災を防ぐべし而して此家病の發するは家出して歸らぬ人の障りか金神の祟りなり病症は上熱し下冷心腹疼痛し大に苦悶あるの象なり溪間にある神を祭りて吉なり此外祟りとなるは廿三日の死靈又は婦人の生靈等とす而して此卦の初爻に當るは山の神の祟り二三四五は尊き掛物又は經文の障り上爻は人の恨みと知るべし

☶ 澤山咸

此卦は山澤の氣相通ずるの象なり此卦に當る家は山の傍水の邊にありて家繁昌して人聚るの家なり然るに此家病の發するは夏にて死したる人の靈祟をなすなり病症は寒多くして熱少し頭痛して大小便不利の症なり南方の神を祭り又は金

曜星を祭りて吉なり又此外祟りをなすは六日の女の死靈名刀の祟りと知るべし而して此卦の初爻は竈の神の咎三は死靈上爻は水死したる人の怨恨とす

☳ 雷風恒

此卦は四時順行して息まざるの象なり此卦に當る家は水邊か又は井に近き邊なるべし此家病の發するは弓箭にかゝりて死せし人の祟りなり病症四肢重くして嘔吐あるの症なり東南方の庚申を祭つれば吉なり此外祟りとなるは九日廿八日の死靈西の方の神の咎とす而して此卦は初爻と二三は水神の咎め四は女の死靈五は荒神の咎上爻は金銀に付きて人の怨を蒙りたる障りと知るべし

☰ 天山遯

此卦は善に遷り悪を避くるの象あり此卦に當る家は門路正しからず災あるべし而して此家病人絶ゆる事なし是れ東南の方の神の祟なり病症は心熱し腹痛し口渇するの症なり星祭りをなし又かまどの神を祭つれば吉なり此外の祟りは一日

十六日の死靈南方女の生靈とす而して此卦の初爻に當れば死靈二は女の生靈三は産神の咎四は山の神の咎五と上爻は荒神の咎と知るべし

䷲ 雷天大壯

此卦は勢盛なるの卦なり此卦に當るの家は火災屢々至るの象あり宜しく祈禱して可なり又此家病發するは南方に於て一物を拾ひ取りたるより障りをなしたるの象なり病症は足痛みて行動自由を欠き熱盛んなるの症なり東の方庚申を祭つるか星祭りをなして吉なり此外の祟りは水に溺れて死したる人の靈先祖の怨み等とす而して此卦は初爻は東方神の咎め二三四五は双にて死したる人の怨みなり北斗星を祭るべし

䷢ 火地晋

此卦は日の地上に進み昇るの象なり此卦に當る家は門破れて正しからず之を修理すれば家繁昌すべし而して此家病の發するは東南方水邊の神の祟なり病症は

上熱し下冷手足痛んで進退不自由の症なり金曜星大白星等の星を祭りて吉此外祟りとなるは三日廿日の死靈産後に死したる女の死靈等なり而して初爻は水神の咎四は死靈五は怨み上爻は神の咎と知るべし

䷣ 地火明夷

此卦は夜陰暗黒の象ある卦なり此卦に當る家は門前に樹木あり又小路ありて憂多きの家宅なり此家に病の發するは土公神の祟りなり病症は眼目くらみ目まひ等あり丑の方の神を祭り祈禱して吉なり此外祟となるは水死せし人の祟り四ツ足の祟等とす卦爻によれば二は死靈五は水神の祟り上爻は母方の死靈の障りなり宜しく祈禱して祓ひをなすべし

䷤ 風火家人

此卦は花を開き實を結ぶの象ある卦なり此卦に當る家は左に小屋あり前に水溝あり或は地内に塚あるか何れも相に於ては吉ならず火災を防ぐべし而して此家

病ひ發するは巽の方女の怨みによる病症は寒熱往來して勞症の如し西北の方にある庚申及び大白星を祭りて吉なり此外の祟りは初爻に當れば廿一日の死靈二は山の神三四は荒神五と上爻は永神の咎めと知るべし

䷝ 火澤睽

此卦は女二同居して意見相合はざるの象なり此卦に當る家は異性の人と共に居る故に和合せず又地震の障りあり注意すべし病の發するは竈の神の祟りなり病症は手足冷へ心腸疼痛す卯の方の神を祭り併せて竈の神を祭れば吉なり此外の祟は此卦の初爻に當れば井戸の廢れたるものあるの祟二は四足の障り三は女の怨みか五日の死靈又は水神五は佛を穢したる祟り上爻は南方に井戸あるの祟りと知るべし

䷦ 水山蹇

此卦は暗礁に舟を乘掛け進退自由ならざる如き象あり此卦に當る家は屋の後方に朱椙あるか柘榴の木ありて陰に閉ぢらるゝの象あり病の發するは土神の祟り病症は寒熱往來し身體だるく足痛むの象なり土神を祭つるか南方の神に祈禱して吉なり此外の祟は初爻に當れば七日十八日の死靈二と三は土公神の祟り四五は女の生靈か又は南方水邊の神の祟り上爻は古井戸の障と知りて祓をなすべし

䷧ 雷水解

此卦は春風凍氷を融解するの象あり此卦に當る家は土地堅き所にありて地震の難あり祈禱して難を免るべし而して此家病の發するは是れ土神の祟りなり病症は胸痛み咽喉腫れ痰咳に苦しむの症なり西方にある佛神を祈れば吉なり此外の祟は十日十七日の死靈なり又初爻に當れば女の死靈二と四は山神の祟り五は人の怨み上爻は荒神の祟りなり又此家井戸に蓋をなすべからず

䷳ 山澤損

此卦は物損減するの象ある卦なり此卦に當る家は二方に出入口あり然らざれば

井戸二つあるべし盗賊の侵す事あり防ぐべし病の發するは北斗星の祟りなり病症は四肢重く手脚とも片々叶はざるが如き症なり東の方神社や信仰の星祭りして吉なり此外の祟は艮の方（鬼門）を穢したる障り又は四日の死靈なり而して又初爻に當れば山神の咎め二三四は水神の祟り五と上爻は北方男の生靈にて怨を含むと知るべし

䷳ 風雷益

此卦は萬事增益するの象あり此卦に當る家は近邊に竹林あるか若しなければ大なる松の木あるべし只火災を防ぐべし吉相なり然るに此家病の發するは神佛を麁末になしたる祟なり病症は飲食進ます血液不順毒瘡の症とす日常神佛を尊み供養して吉なりこの外の祟りは初爻に當れば女の水死したる靈二は金神五と上爻に水神の祟りと知るべし凡て金曜星を祭るべし

䷅ 澤天夬

此卦は初め損ありて後ち益あるの象なり此卦に當る家は人口多く安寧ならず火災及び震災を防ぐべし此家病の生ずるは太白星の祟りなり病症は四肢重く心腹疼痛するの症なり星祭をなして吉なり此外の祟は十六日の死靈又は女の怨み等とす又初爻に當るときは人の怨み二三は四足の障り上爻は神祇の咎か古き刀鎗等の障りありと知るべし

䷫ 天風姤

此卦は君臣相遇ふの象ある卦なり此卦に當る家宅は池又井戸あるか前に大なる流れある象なり是れ住む人血を見るの恐れあり而して此家病の發するは荒神の祟りなり病症は風疾等の類なり乾の方にある毘沙門天を信仰し祈願して吉なり此外の病症は三日十六日の死靈又は山王の祟りとす而して初爻は神の咎め二三は女の生靈五は荒神上爻は四つ足の祟りと知るべし

䷬ 澤地萃

此卦は物集り善ぶの象ある卦なり此卦に當る家宅は多く人と同居するの象ありて口舌あるの相とす而して此家病の發するは自ら縊りたる人の祟なり病症は心腹疼痛し寒熱往來あり南方の神社又は不動に祈願して秡をなすべし此外の祟りとなるは先祖の祟り又は男の死靈等なり而して又初爻に當れば東の方男の生靈二と三は死靈四は水神の咎め五は人の怨み上爻は土神の祟りと知りて東の方庚申を祭りてよろし

䷭ 地風升

此卦は木實地中にあり寸莖を發して漸次生育するの象ある卦なり此卦に當る家は井戸二つあるか樹木あるの家なり而して此家に病の發するは北斗星の祟りにして病症は頭痛嘔吐を主とする星祭りをなして吉なり此外の祟りは八日十二日十九日の死靈井の中に物落ち居る故に水神祟りをなす而して又初爻に當れば西方女の生靈二と三は狐の祟四は金神五は水死したる人の祟又は水神の咎め又は山の神の祟なり

䷯ 澤水困

此卦は澤中水なきの象危窮困乏の時とすべし此宅妻子に災あり而して住所安寧ならず又病の發するは道の神の祟りなり病症は四肢骨節疼痛し歩行困難座臥安からざるの症とす道祖神を祭りて吉なり此外の祟りは四日十八日の死靈女の怨を寶劍の祟り等なり又初爻に當れば土公神の祟二は山の神の祟三四は水神の咎五は死靈上爻は水神及道の神の咎なり

䷯ 水風井

此卦は靜を守り常に安んずれば日上の引立を得るの卦なり此卦に當る家は屋敷内に高き所ありて山をなし又左右に小屋あり前に水溝あり此宅に居りて安からず驚きを見るの象あり而して此家病あるは金曜星の祟りなり病症は胸痞へ口中

痛み飲食進まず外冷ゆるの象なり辰巳の方にある庚申を祭りて吉なり此外祟をなすは十一日晦日の死靈水神の祟とす而して又初爻に當れば金神二三は水神五は死靈上爻は猫の祟と知るべし

䷰ 澤火革

此卦は舊きを去りて新きに就くの象あり此卦に當る家は屋の下に赤き石有べし是れ口舌を主どる此家病あるは西南方の神の祟り又は水神の祟りなり病症は寒熱の氣急に逆して咽喉腫痛むの症なり丑の方或は未の方の神を祭りて吉なり此外の祟は廿三日の死靈又女の怨み等とす又此卦の初爻に當れば女の怨み三は生靈四は水神の祟り五は東方男の死靈上爻は神の咎及水神の祟なりと知るべし

䷱ 火風鼎

此卦は和順を旨とするの象ある卦なり然れども此卦に當る家は父祖傳來の家宅にあらず門戸正しからずして破相なり而して病ひの發するは水亡の人の靈又は水神の祟りなり病症は寒熱あり上盛んにして下虛吐瀉腹痛あり北方にある女神の社に祈りて吉なり此外の祟りは八日廿五日の死靈女の生靈等とす而して此卦の初爻に當れば神の咎め二三は水神四は女の死靈五は人の怨み上爻は方災と知るべし

䷲ 震爲雷

此卦は聲ありて形なきの象あり此卦に當る家は東南の方寺の邊にあり古跡ありて災をなす家内驚きを見るべし又病の發するは古墓又は土神の祟なり病症は熱ありて骨節痛み血脈調はず顚狂の症なり庚申に祈らば癒ゆべし此外の祟りは生死二つの靈北斗星の咎め金神の祟りとす初爻に當れば死靈二は生靈三は土公神四は北斗星五と上爻は金神の祟なり

䷳ 艮爲山

此卦は山相並ぶの象にして親しみ薄きの卦なり此卦に當る家は宅の路正しから

ず宅主に障りあり男女共愁あり安からざるの象なり此家病あるは屋敷に矢込みあり陰鬼の祟りをなすによる病症は頭痛及び浮腫の症なり丑寅の方の神に祈れば吉なり此外祟をなすは五日か廿八日の死靈及び北方水神の祟りなり而して又初爻に當れば東南方の生靈二三四は水神の咎め上爻は方災なり宅相を正すべし

䷸ 風山漸

此卦は山上に木あるの象なり此卦に當る家宅は水に近き所か又は山麓の小高き所にあり家内日々人多出入して繁昌なるべし而して此家病の發するは金神の祟なり病症は四肢重く身痛て頭重く心麁結するの症なり金神を祭つりて癒ゆべし此外の祟は八日廿四日の靈稻荷の祟り等とす而して又初爻に當れば竈神の咎め二三は死靈四は金神の咎五は男の生靈上爻は水神の祟り又は死靈の祟りなり

䷐ 雷澤歸妹

此卦は浮雲日を蔽ふの象ある卦なり此卦に當る家は屢々災あるべし神を祈れば災を免るべし而して又病の發するは土神の祟りなり病症は寒熱往來して昏瞶す血液不順の象あり辰巳の方の神社に祈るべし此外の祟は廿三日廿八日の死靈又は荒神の咎め等とす而して又初爻は水神の咎め二は森林の神の祟り三は土神四は死靈五は女の怨み上爻は金曜星の祟りと知るべし

䷶ 雷火豐

此卦は暗きを去り明に就くの象なり此卦に當る家は山の近き所か左右に近く高き家あるの象あり風流人を出すの相なり此家病ひあるは荒神の咎めなり病症は腰部痛みて歩行難澁なるべし丑の方戌の方の神に祈れば吉なり而して此外の祟りは廿一日の死靈又屋敷内に不淨を埋めたる所ある障りとす而して初爻は死靈二三は神の咎め四五は女の怨み上爻は荒神又は四足の祟りなり

䷷ 火山旅

此卦は人と親しみ薄きの象ある卦にして此卦に當る家は小屋あり路曲折して出

入正しからず凶相なり而して此家病あるは鷄の怪祟りをなすなり病症は心腹疼痛し下痢あるの症なり丑寅の方にある本佛は祈禱して吉なり此外祟りとなるは七日廿四日の死靈又女の怨み等なり而して初爻に當るは荒神の咎め三四は死靈五は四足の障り上爻は鳥の巣を破りたる祟なり

䷸ 巽爲風

此卦は風木を靡かすの象ある卦なり此卦に當る家は寺院に近き所にあるべし而して此家病の發するは是れ妖怪邪鬼の祟なり病症は腹足風疾の氣或は蠱血の毒等とす道神を祭つりて吉なり而して此外の祟は産死したる女の死靈又蛇の障り等とす初爻に當れば道神の咎め二は怨み三は水神の咎四五は死靈上爻は荒神の咎みなり又柳の木の靈祟りをなすと知るべし

䷹ 兌爲澤

此卦は雨澤地を潤ふすの象あり此卦に當る家は屋敷内に神を祭りたるの祟りあり人口に障りあり此家病の發するは竈神又は土神の祟りなり病症は手足痛み骨節疼痛して熱の差引ありて飲食進まず南方の神に祈りて吉なり此外の祟は三日廿三日の死靈四足の祟等なり又此卦の初爻は東方男の死靈二三は荒神の咎め四は女の禍ひ五は神の祟上爻は三日月の祟りとす星祭りして拂ふべし

䷮ 風水渙

此卦は船水上に浮ぶの象あり此卦に當る家は前に河あるか又は溝あり後に山ありて陰氣なる相なり主人安からず而して此家病の發するは女鬼の祟をなすによる病症は心腹痛み吐瀉ありて晝は輕く夜は重きの症なり金神を祭りて吉なり此外の祟は五日十八日の死靈産後死したる人の怨靈等とす而して又初爻は金神の咎め三は狐狸の障り四は怨み五は死靈上爻は水神の祟りなり又井戸の障りありて清むべし

䷬ 水澤節

此卦は寒暑節ありて違はざるの卦なり此卦に當る家宅は門前水を隔つ四隣に人家あり後の方小山ある所とす只盜難を防ぐべし而して此家病の發するは西北方の神の祟りなり病症は寒熱急にして腰痛み上熱して下冷ゆるの症なり鬼子母神を祭るか未申の神に祈りて吉なり此外の祟は十八日の死靈又は女の怨みとす而して此卦の初爻に當れば荒神の祟三は死靈又竈の神の咎四は水神の祟五と上爻は死靈の祟りと知るべし

䷼ 風澤中孚

此卦は彼我意相背く事なく相孚するの卦なり此卦に當る家は庭に山水あり此家に住すれば家久しく保てども亦禍あらん注意を要す而して此家病の發するは北斗星の祟りとす病症は腹中膨張し四肢痛みて自由ならず愼むべし東方にある天神或は王公を祭りたる神に祈り吉なり又此外の祟は女の怨み荒神の祟り等なり

而して此卦の初爻に當れば七日か十七日の死靈又南方女の靈とす二三は東方男の生靈四五は神の咎め上爻は水死人の靈又は鴉を殺したる障りなり

䷳ 雷山小過

此卦は飛鳥音を遺すの象人にありては實力なきの卦なり此卦に當る家は家主兩人あるか然らざれば人と同居するの象なり而して此家病あるは艮の方の神の祟りなり病症は胸症み腹痛んで大小便不利なる症なり午の方の神に祈れば吉なり此外祟りをなすは四日廿三日の死靈又は蛇の障り九日の佛の障り等なり又此卦の初爻に當れば荒神の咎め二は水神三は水死の靈四は死靈五は狐上爻は土公神の障りと知りべし

䷾ 水火既濟

此卦は陰陽相比し萬事調ひたるの象ある卦なり此卦に當る家は兩邊に樹木あり門前に小屋あり此宅は無氣にして凶相とす病の發するは西北方の神の祟なり病

症は腰痛み脾つかれて血下るの象あり戌の方の神に祈れば申の日より效顯はるべし此外の祟は女の死靈九日十二日の死靈とす又初爻に當れば神佛の咎め三と五は死靈上爻は男の生靈と知るべし

䷾ 火水未濟

此卦は憂の中に喜びに向ふの象あり此卦に當る家宅は父祖より傳はりし宅ならず前に橋あり後に水溝あるべし雇人温順ならざる家なり病の發するは水神の祟りなり病症は先に寒く後に熱し吐瀉して飲食進まず上温下冷の症なり水神を祭りて吉なり此外の祟りは九日廿六日の死靈等とす而して此卦の初爻と二とは死靈にして三四は人の怨み五と上爻は土公神及び四足の障りなり

○十二種大法之名目

附 守札十三種の效能の事

第一 除二疫病一法　第二 長壽無病法　第三 護持國王法
第四 除二宿曜一法　第五 除二人疫一法　第六 除二畜疫一法
第七 除二頭病一法　第八 除二鬼魅一法　第九 除二虎病一法
第十 除二嬰魅一法　第十一 除二劫賊一法　第十二 除二苗稼一法

以上十二種之大法は日月星宿天變家内之怪異水火大風盜賊蜂起等七難之時別て之を修す可き者也

新宅移轉之時猶以可レ修レ之

守札十三種之效能左に

第一 被二貴人思一德　第二 衆人愛敬德　第三 壽福增長德
第四 怨敵退散德　第五 子孫榮顯德　第六 田蠶倍盛德

第七　六畜興生德　　第八　掃除精怪德
第十　得物通用德　　第十一　火災不合德
第十三　所望成就德　　第十二　賣買有利德

右守札十三種の效能とす

○靈之書方調製之秘傳

靈符を造り加持するには左の吉日に依るべし

甲子　乙亥　戊寅　壬寅　甲寅　丙午　戊辰　壬午　甲辰
丙辰　壬子　戊午　己巳　戊子　甲戌　戊申　丁寅　庚酉

右の日符守り等造るに吉也又亥卯酉の日大吉也又符守を認むる水は右の吉日の早朝其の日の元水を取り北辰に供して其日の所用とす可し

又毎月降臨日は左の如し

一月七日　二月八日　三月三日　四月四日

五月五日　七月七日
九月九日　十月廿一日

右の日は別して沐浴齋戒して神前を清め勤愍に勤むべし

靈符を造る時の順序

先　至二神前一再拜

靈符七十二神嗆急如律令　二遍唱

次　着座一揖

硯筆を取り志所の符を認めて之を壇上に置く

次　手當胸　勸請の文を讀む

（神集神勅降臨文を參照すべし）

次　祈念

次　叔幣

笏或は扇にてもよし

七月七日　八月十五日
十一月七日　十二月廿七日

心上護神三元加持胸霧日消心月澄明大願成就上天妙果　三遍唱

次　送神文

次　拍手　小大

次　再拜　退出

符守開眼の事

金剛合掌して左の文を唱ふべし

天上自在諸天歡喜符神咒婆娑何太

又加持の時の陀羅尼左に

慈救呪

曼莫三曼多縛日羅多仙多摩訶盧舍多耶蘇婆多羅耶哞多羅多哈滿

地藏呪

おん　かかか　びさんまるい　そわか

藥師呪

おん　ころ〳〵せんだろ　まとき　そわか

大威德呪

おん　あく　うん

訶利帝の眞言

とゞまり　きやてい　そわか

光明眞言

おん　あぼきや　べいろしやなう　まかぼだら　まに　はんどま

じんばら　はらはりたや　うん

觀音の眞言

おん　あろきや　そわか

愛染の眞言

おん　まからぎや　ばぞろしゆにしや　ばざらさとば　しやくうん

ばんこく

○德御守の效顯例證

豐臣系圖云秀吉公の先祖國吉生國は江州淺井郡山門の住僧たりしとき昌盛法師と號したり後に還俗して尾張國愛知郡中村に住居せり而して其の昔江州に在りしとき竹生島辨財天に一千日籠居して祈る事あり其後近江國荒神山に登り斷食して二七日鎭宅靈符の秘法を修行す

其願文に曰く

衆生濟度の爲め再び還俗して天に祈る傳へ曰ふ靈符之秘法は必ず白衣の天子其宅中に入ると願くは吾子孫の中に至りて必ず將軍と爲るべし然らば忽ち衆生を導きて天平を施すべしとなり

祈願せしかば尊星感應納受し給ひて秀吉公を降し以て天下を平定せしむ而して秀吉公の凡ならざるは世人の認むる所にして其武威海外に輝き威名天下に轟けり是偏に祖先の願に隨ふものにして御守祈禱の效顯ある確證なり

又豐太閤征韓の役に加藤淸正不思議の四文字を佩刀に彫付け萬死に一生を得たる話しあり其後何地の戰爭なりけん銃丸兵士の佩刀に命中して韜破れしも其身恙なかりければ刀を調べしに鞘に其四文字を彫付けありたるとぞ天明二年德川家治の小姓新見感之助誤て田安門外なる牛ヶ淵に落ちしも其身無事なりし故に家治仔細を尋ねければ不思議の四文字を佩びたる由を答ふ是より先紀州德川光貞の鷹狩の日銃にて雉子を射給ひ命中したるに死せざりければ網にて其雉子を獲て改めさせ給ふに風切羽に四個の異字を書きて結び付あり試に板に寫して銃にて射させ玉ふに中らず更に之を紙に寫して近臣に頒け身の守りとなさしめ給ひたりと云ふ又近き例は廿七八年の役(日淸戰爭)に上州前橋の藩士玉尾需氏(齡七十九)深く此四文字の奇瑞を信じ其三男北澤友彦と云へるが從軍せるとき手寫して帽内に貼付し遣しけるに七度戰場に臨んで微傷だも受けず七里口の戰の如きば敵丸頭上に來りしも彈丸悉く背後に落ちて身恙なかりしと又其友多田某三男此字を自寫し帽内に貼付し置きしに銃丸帽を打貫きたるにも拘はらず頭に

は更に異狀なかりしと云ふ
以上皆な御守靈符の效顯著なるものにして實に爭はれざる所の例證とす各人其之を敬して決して妄談無稽の事と看過すべからず

○神傳軍人砲彈除の守製法

不思議の四文字

右之靈符は啻に戰場に用ゆるのみならず各人之を携帶するときは不時の災難を免る實に神傳の秘法にして不思議の妙效ある靈符なり
之を認め調ふるには靈符の書方製法秘傳の部を參照すべし

軍人怪我除の守

唵急急如律令
唵急急如律令

臨兵闘者皆　七大神の守

天照皇太神宮　道中安全守神
毘沙門天王　火災除の大神
正八幡大明神　水難除の大神
十一面觀世音　軍艦を守る大神
春日大明神　飲食を守る大神
如意輪觀世音　壽福を守る大神
加茂大明神　病難除の大神
大聖不動明王
稻荷大明神
愛染大明王

陣列在前

住吉大明神　大山祇之大神
正觀世音　軻遇突智命
丹生大明神　水速女之神
阿彌陀如來　舟玉之大明神
日天子　稻蒼魂命
彌勒菩薩　太田大明神
摩利支天尊　大巳貴命
文珠菩薩

右の符と不思議の四文字と併せ携帯するときは如何なる危險に遭遇するも一身の安全を保つことを得べし

調製法は靈符の書方製法秘傳の部を參照すべし

○砲彈除の禮狀例證集

三重縣北牟婁郡赤羽村大字島原

橋倉園次郎

（前略）出征軍人の必用まもり橋倉園次郎いたゞき私悴橋倉伊一郎出征軍奉天の戰ひのとき砲彈あめのごとく悴伊一郎儀は砲彈五發を受け候

一發はあしの甲に中り

一發は銃身にあたり

一發は左の手の下服を打ちぬく

一發は正胸にて服はバラ〳〵とさばけゝれどもけがなし

悴伊一郎身に少しもけがなし此咄し私より軍人宅へ委細致し候得ば此度は御まもりと護符御手數に候へ共御賴申上候軍人七人分まもり至急御送り願度何卒〳〵至急御送り願度候御禮旁右御依賴申上候（後略）（原文儘）

明治卅八年四月十日

島根縣松江市御手舟場

近江紋之助

謹啓（前略）

二伸　過る昨年の夏頃御尊館の御厚情を以て不思議なる二種の御守御送り附被下難有早速出征せる拙息へ送附候處其後大小拾數回の激戰に參加罷在候へ共不思議なる御蔭を受け何一の戰傷も無之殊に此度の奉天大會戰の如きは御承知の通り野戰第五師團第二十一聯隊の如きは大損害を受け候との惡報有之就ては拙

息の様子如何にと大に打案じ居り候處不思議神佛の御蔭にて身に寸毛の戰傷も無之益々壯健にて只今は奉天附近に滯在罷在候由外事ながら御尊館各位に宜しく御傳言被下度先は不敢取御禮旁々御一報まで如斯に御座候草々（原文儘）

明治三十八年四月七日

出征第十一師團衞生隊第一中隊

元木長三郎

（前略）偖て先日は御親切に砲彈除の御守御送與に預り誠に有難奉存候受領後早速帽の天上に縫付け其翌日よりは不肖も一層勇氣が何となく增加致し戰線に出るも恐るゝ事なく充分に其任務を全ふす是皆御貴殿の御かげと推察致居升尙ほ戰況に就て細々申上度事有之候へ共軍規の禁ずる所猥りに認むるを得ざる次第に御座候間悪からず御承知相成度先は御禮旁々匆々

此は前記軍人より德島縣三好郡井川村辻町馬場嘉藏氏を介して本館に寄せられたるもの也

明七年九月六日

茨城縣久慈郡河內村大字西河內下

石川次七郎

過日貴館より本村役場へ軍人護符の廣告御送り相成候處下拙早速御申受悖の處へ相送り候然るに八月二十三日旅順港大戰爭にて悖背中左より右へ大砲玉かすりさながら肉へげ大にいたみ同地附近の大王庄假病院へ下り醫官見る處此は骨へさわらず心配なしと申す事の書面實家手元へ來り下拙が思ふ處何にしても大砲の事故一寸二寸或は一尺隔てゝも命危き場合を貴館樣の御護符御利益にて助り難有奉恐慶候其後　我國廣島病院へ來り次に東京澁谷豫備病院にて治療全治致し去る三十日相州足柄下郡吉濱湯河原入湯に送られたり右御禮旁書面にて御通知申上候

尚ほ悴義第一師團歩兵第十二中隊上等兵石川幡三と申候

三十七年十二月三日

附言　右禮狀は何れも原文の儘にて修正を加へず尚ほ砲彈除靈顯に就て禮狀多數なるも皆な其無難を通報したるものにて其の文意大同小異なるを以て餘は之れを略す

○神傳訴訟の時に必勝法

智　一人可明合魄守等
惠　思兼大明神
神　一尸田思白心急如律令

此符は家内安置の神棚に納む

智　日日日

第二

智惠神

思兼大明神守

右二枚を認め同封すべし而して封したる表裏は左の如く書し常に之を懷中すべし必ず優等を得べし夢疑ふべからず

表

護符

裏

○無盡諸勝負の必勝法

日日日日日日
日日日日日日
戸田鬼隠
日日日急如律令

壽
福
神

太田大神守

右の符を各二枚認め之を同封すること二包にすべし而して一は神棚一は懐中に入れ置くべし表裏の書方は試験必勝法の護符と同し

但し諸勝負事の場に臨むときに人に知られざる様に祕し持行くべし疑心あるべからず

開運立身の守護法

○神傳人々開運の秘藏符

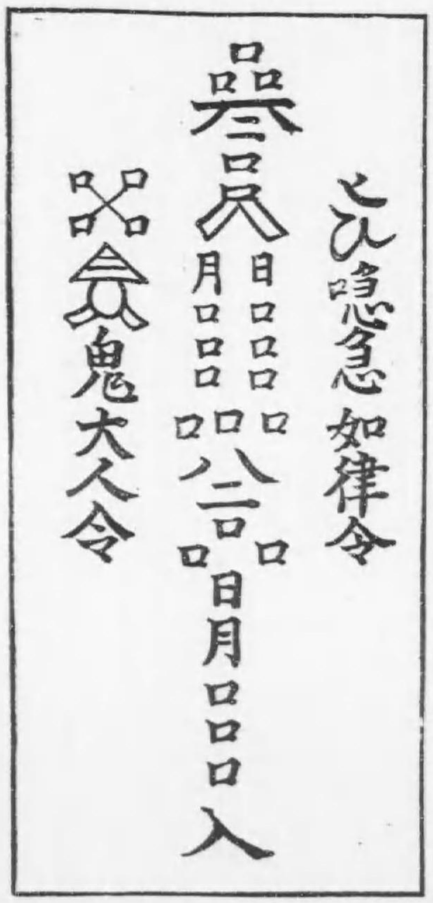

此守は神勅の靈符故大切に守るべし

右を封じたる表裏の書方　表

壽
福
神
太田大神守

裏

右護符を二個認め調へ一つは神棚に納め毎日祈念すべし又一つは門戸出入口の上に人知れず之を押し置くべし三ヶ月中には必ず開運の顕ある事妙なり夢々疑ひあるべからず

又法

不幸打續きて開運せざる人は必ず鬼門の方へ移轉すべし鬼門丑寅の方は生門にして萬物生ずる所なり殊に太陽光を東天に輝し朝日爽かに吹き渡るの位置なるを以て此方に移轉するときは必ず開運すべし然れども此方に永く住居するは凶を招く必ず三年を出てずして更に大吉方を撰み吉月吉日時に移轉すべし

又法

此符を常に首に掛くべし

富貴になる也

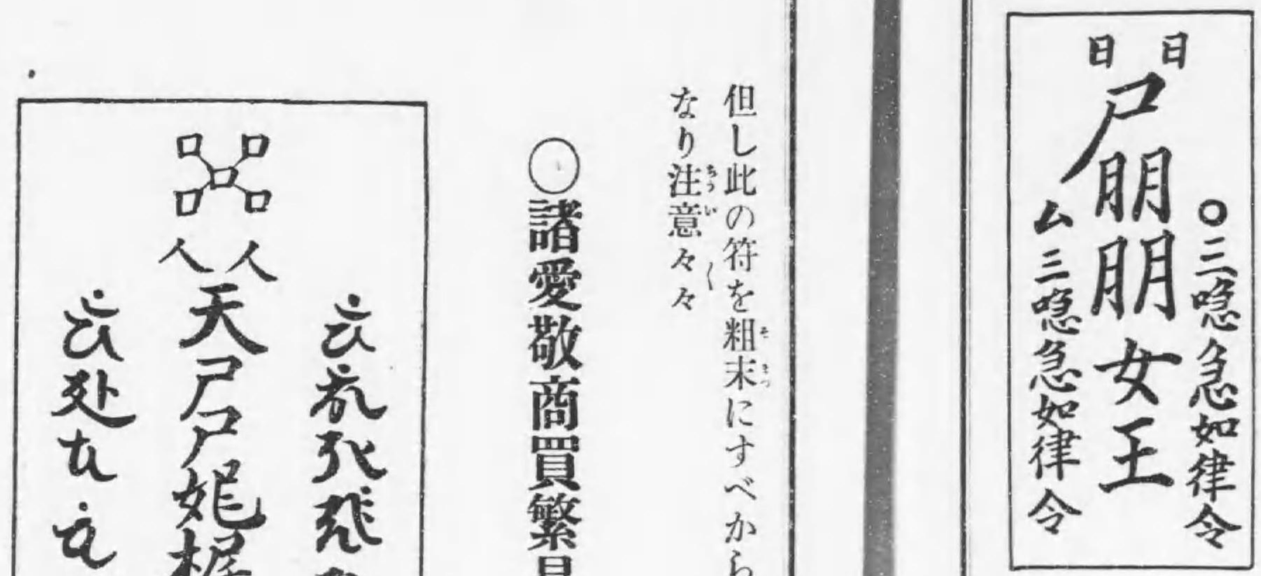

但し此の符を粗末にすべからず若し粗末になすときは却て貧困に陥るなり注意々々

○諸愛敬商買繁昌の法

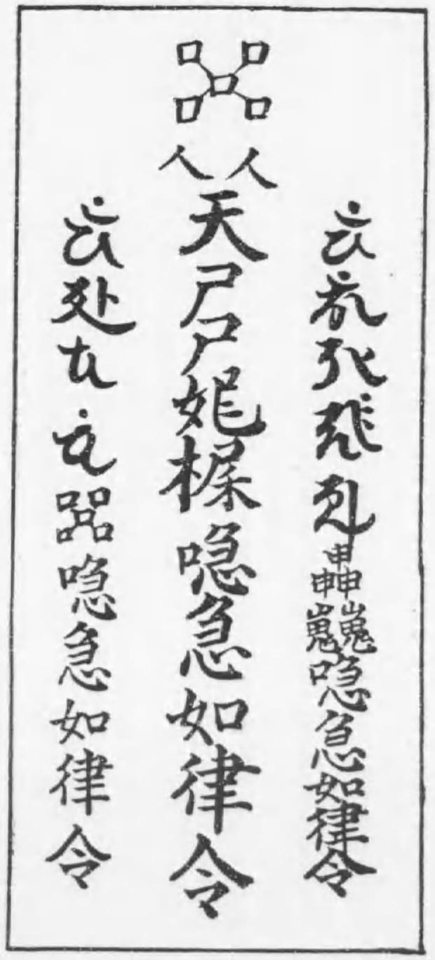

三福神

太田大神
大國主之命
思兼大神

右の符を認めて白紙にて封じ表裏の書方は試驗優等を得るの符に倣ひて認め之を門戸の天井に符の頭を巽に向けて針にて打付け置くべし

○諸事契約の違はぬ秘傳

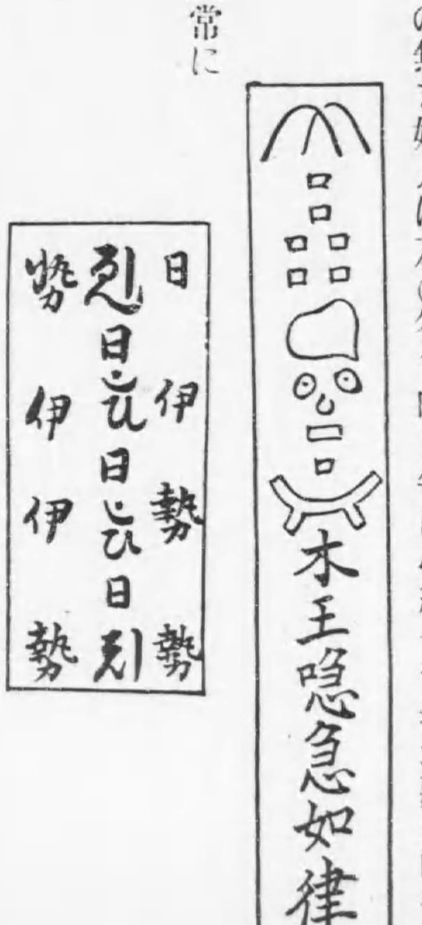

右の符を何事にても約束したる時に直に之を認めて首に掛くべし而して左の文を三返讀むべし

靈符秘妙　彼此契約
必成履行　上眞垂祐

○婦人子を求むる秘傳

子の無き婦人は左の符を晦日毎に心經一千卷地藏の呪千遍唱へて服すべし

又常に

以上の如く書して之を調ひ首に掛くべし

又

枝垂柳の葉を陰干にして白湯にて婦人に呑ませ其の後交接するときは子を生むと妙なり但し右は紛にして用ゆべし

又秘法

此符を常に懐中して能く〳〵祈念すべし

○婦人難産の時呑む秘符

右の符を薄き白紙に認め清水にて呑むべし

又

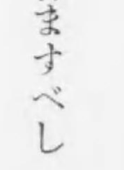

上圖の如く赤紙と白紙にて折りて之れを呑ますべし

○盜難除の法

そわか
とつ犬しみん
中たつ

右の如く表の方裏の方に向いて書くマネをして唱ふるなり然るときは盗人忍び入るも物を取らず又留守宅に来りても物を取らるゝ事なし實に奇妙の法にして秘中の秘法なり

又　法

寝る前に大戸口の這入口の土間に主人の下駄一足を外の方へ向け其上に盥を伏せ又其上に双物を外へ向けて置くべし盗難を除く事妙なり

又左の呪歌を唱へて寝るも妙なり

呪歌に曰

さよふてもしも音つるものあらばひきおどろかせ我まくら神

○神傳盗難品を顯はす秘法

盗人を顯はすの法として古人の傳へたる妙法にして而かも能く之を行ふて其靈

顯ありしと云ふは其年の歳徳神に供へたる昆布を黒焼にして酒の中に入れて其酒を疑はしき人に飲ましむべし盗みたる人は忽ち頬腫れるものなり

但し是は家内にて物の失せたる時に行ふの法なり而して此の法は妄りに行ふべきにあらず

又た家内に失物ありしときは左の符を白紙に圖の如く書して以下に示すが如く祈禱すべし

此符を書して竈の奥に立てゝ眞言陀羅尼を七返唱ふべし陀羅尼に曰く

曩莫三曼多　縛日羅多　仙多摩訶盧舎多耶　蘇婆多羅耶

哞多羅多　咯滿

右眞言を唱ふべし出る事妙也
右二件は家内にて失せたるを出すの法なり
△盜人入りたる跡に立つれば顯はるゝ法

隱急如律令

右の如き符を淸き木札に書して入りたる戸口の處に建て置くときは盜人必ず顯はれ盜難の品手元に戻ること妙なり　但し疑心あるべからず
△又法

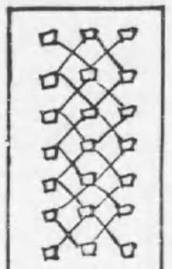

呂我神隱急如律令

右の符を淸き白紙に認めて盜人の足跡に貼るときは盜人顯はれ盜難品我手に戻ること前法と變ることなし夢々疑ふべからず

○神傳雷除の禁厭呪咀秘傳

雷の落ちざる符の法

阿伽多　東方可貼
須多光　西方可貼
刹帝魯　南方可貼
蘇陀摩尼　北方可貼

右の文字を白紙に書し家の四方の柱に貼り阿伽多刹帝魯須多光蘇陀摩尼と七遍唱ふべし

又法

襲芳舍

右の文字を白紙に書して天上の眞中に貼り而して左の呪文を七遍唱ふべし

呪文曰

雲雷鼓掣電　降雹樹大雨　念彼觀音力　應時得消散

右の如く唱ふるときは落雷する事なし

又法

大雷神　雲雷鼓掣電

南無人政威徳天神如律令

大鬼神　降雹樹大雨

右の符を認め之を家の天井の眞中に貼るか又は懐中するときは雷を除くる事實に奇妙なる神法なり

雷を恐るる人の恐れを止むる秘法

一人參　麥門冬　各五分づゝ

一五味子　三分

右の二味を煎じて雷を恐るゝ人に呑ましむべし漸次にして治し雷を恐るゝ事なきに至る妙術神傳の處方なり

又法

不醜

此二字を白紙に書して天井に押す

右の如くして十二燈明を供へ最も火の強くする様燈心を掻立つへし而して燒香にても又は抹香にても強く燒くべし若し野山を歩く時は右の二字を懐中して光明眞言を唱ふるときは雷神の恐れなく無難なり

光明眞言に曰く

おん　あぼきや　べいろしやなうまかほたら　まに　はんとま

じんばら　はらはりたやうん

右歩きながら唱へ行くべし

○雷にて氣絶の人を甦す法

雷に觸れ黑く燻りたるによりて死したる如くなりたるには早く其人を横に臥さしめ炬火を點し其人に火氣を中つべし其黑み火氣の中たるに從ひて黑み去り甦るなり若し狼狽して少しにても水を掛けるときは忽ちにして死するものなり能く心意置くべし

又　法

過りて電氣に觸れ或は落雷の爲めに電擊を受けたる時は速かに清涼なる空氣の流通良き場所に移し衣服を脫がしめ人工呼吸法を施し同時に酸素瓦斯を吸入せしむべし大抵は呼吸回復するものなり

（注　意）

電氣に觸れたるものを救護ずるには豫ゆ注意せざれば救護者も亦電氣に感染することあるべし故に豫め電氣の不導體なる乾きたる絹布或は護謨の手袋にて手を包み感電者の身體を動かす様心掛くべし

○神傳近火火災除の秘法

事林廣記に曰く政和以來火災多し故に民間に符を用ひて門戸に貼りしに火災忽ちにして止まりしと云へり其書呪に曰く

徃宋名无忌知君是
火精大金輪王勅

此の符を調認め法に隨ひ之を門戸に貼るべし

又　法

近所に火災起りし時は左の歌を書き表口及裏口の戸に貼付すべし然るときは火の子も來らずして無事安全を得べし

燒亡は柿の本まで來れども
赤人なれば其處て人丸

又　法

鎭火草（俗に辨慶草と云）此草を表口裏口の出入口に釣るし置くときは火難を防ぐべしと云ふ而して此草は久しく釣り置きても枯れる事なし

又　法

火災の時は晝夜に限らず早速蠟燭に火を點して試みるべし

又　法

手の大指より無名指までを地水火風と定め小指を正月として大指より二月次を三月次を四月次を五月とだん〳〵數へ次の小指を六月と順次にくるべし而して五月の時其月の注意日を知らんと欲せば小指を一日とし大指を二日とし順次に繰るべし而して此火に當りたる日は用心すべし（以下皆之れに準すべし）

左に圖を示すべし

○逃走の人を足留する秘傳

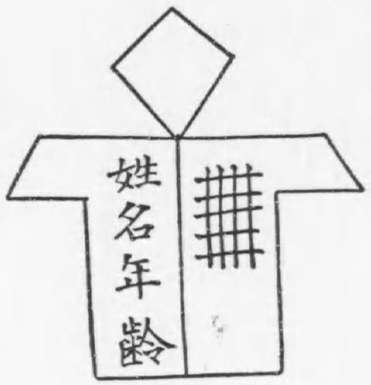

右の符を認め猿田彦大神を祈念し左の歌を讀可し

くるよせてその行くやらん此里へ
今ぞ歸りき伊勢の神垣

西東北南にも未申
戌亥丑寅辰巳のがさん

又法

上圖の如く書して
○印の所へ釘を打つべし

又法

左の歌を紙二枚に書き其家の荒神へ供へ一枚を荒神棚に逆さに貼付し一枚は走りたる人の食碗に入れ伏せて其上に鯨の一尺さしを載せ置くべし
歌に曰

行く道は父と母との道なれば
ゆく道とめよ此道の神

○走人の復る呪咀秘傳

上圖の如く書き祈念して其走人の寢所の疊の下に頭を北に向て入れ賦の字の點を其上に打つべし

又　法

走りたる人の平常着したる衣服或は帶を取り紙に磁石を包み衣服或は帶にてくくり井戸の中水際より三尺の處に掛置くときは其人卽ち返るなり

又　法

走りたる人の草履又は下駄を竈の前に置き針を打ちて左の歌を唱ふべし歸ること奇妙なり

歌に曰く

素盞嗚命のかけし繩目に
次第〳〵にすきまなく引つける

○男女仲悪しく離別の呪咀

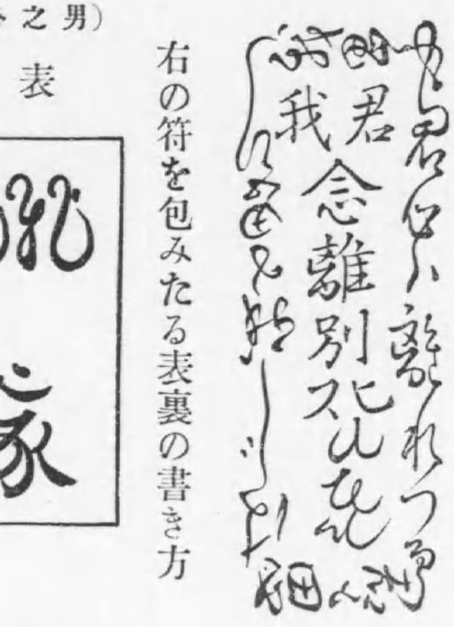

右の符を包みたる表裏の書き方

（男之分）

表

裏

（右に包む）

（女之分）

表

裏

（左に包む）

右の符を認むるには硯の水の一の川の二つに分れて流るゝ水にて書くべし墨に茗荷又山鳥の羽を黒焼にして混すべし此符を包むには糊を用ゆべからず又茗荷、山鳥の羽を符に添へて包むべし而して此の符を鏡臺か又は度々出入する所の敷居の下に挿むべし

加持には觀音經十三回　心經九回　月に七日づゝ修すべし夢々人に見らるゝことなかれ

又　法

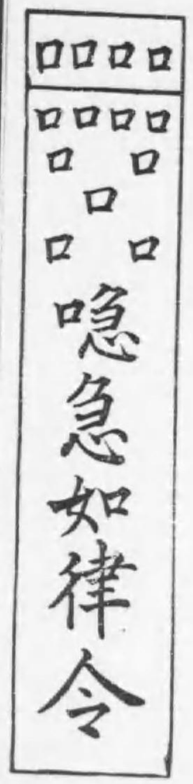

此符を認め對手に見られざる様枕の中に入置くべし包む事及び表裏の書方は前と同し

又男の手を離れんと思ふ女の守

右の符を認め男に覺られざる様首に掛くべし而して其掛け様は首より右の脇の下にハスに掛くるなり

又男を遁れんと思ふとき呑む符

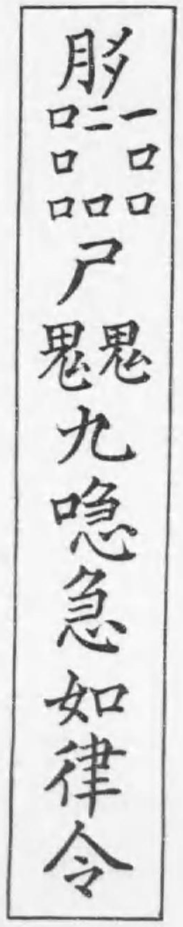

右の符を薄き紙に認め清水にて呑むべし

○互に思ふ情を通ずる秘傳

尸田鬼
日日日 唸急如律令

右の符を其歳の惠方に向つて之を白紙に認め平常枕の下に入置くべし必ず思を達すること妙なり而して毎夜寢る時左の歌を三返宛唱ふべし

歌に曰く

虎と見て石に立つ矢のためしあり
なとか思ひの通らざらまじ

又　法

百日の中毎日怠りなく早朝百遍づつ左の歌を讀むべし

歌に曰

宵の間や都の空に住みもせん
心盡しにありあけの月

殊に我が思ふことを心中に念ずれば百日の中には心ず念願成就すること疑なし夢疑心あるべからず

○眞言秘密不動金縛の法

先　護身神法　如常
次　拍手再拜
次　不動經を讀む
次　九字の大事
次　轉法輪の印にて左の神歌を唱ふ

ゆるくともよもや許さず縛りなわ
不動の心あるに限らん

次

東方降三世夜叉王　西方大威徳夜叉王
南方軍多利夜叉王　北方金剛夜叉明王
中央大日大聖不動明王
右を縛の印にて讀み上ぐべし

次　眞言

ナンビンビシ　カラカラ
シバリ　ソワカ　五返唱ふべし

法を戻す事

年を經て身妨ぐる荒神も
皆立去りて千代と見せる

右の歌を三返唱ふべし
又九守の大事は前章神傳兵法九字切の大事の項に就て熟知せらるべし左に不動七縛の印を示すべし

不動金縛之秘傳

不動七縛印

内縛印

曩莫三曼多縛日羅多
仙多摩訶盧舍多耶蘇婆多
羅耶唉多羅多唅滿

印劍

唵枳哩哩哩枳哩

印刀

唵枳咀枳哩

印輪法轉

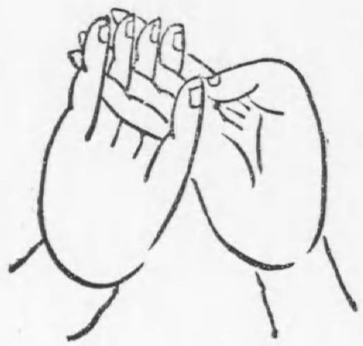

曩莫三曼多縛日羅多
仙多摩訶盧舍耶多耶蘇婆多
羅耶唋多羅多哈滿

印鈷悟外

不動大眞言

諸天教勅

外縛印

唵枳哩哞佉倶哞

曩莫三曼多縛日羅多
仙多摩訶舍耶多耶蘇婆多
羅耶哞多羅多唅滿

右を不動の七縛とす秘中の秘なり忽にすべからず

○神傳六算除の禁厭秘法

經文信心次第

左の歌を唱ふべし
千早振神の祟りを身に受けて
　六算除けて身こそかなへる
西の海大海原の沖の瀬に
　六算拂へ荒いその浪
秡には荒拂神の宿らねば
　諸病こそともにけしめる

又

アビラウンケンソンワカ　三遍唱ふ

又

チンコロコロセンダリマトウギソワカ
チンボタロシニヤソワカ
チンロケイジンバラキリイソワカ
チンベイシラマンダラヤソワカ
チンキリガクソワカ

右の眞言を三遍唱へて幣にて摩り此の幣を河又は海に流すべし
又左に六算の障りを知るの歌を記す
九は頭　五七の肩に　六二脇
四腹　八つ股　一三の足
右の歌にて障りある所を知るべし
又男は

一歳　左足　　二歳　臍の下　　三歳　右足

四歳　上腹　　五歳　右の手　　六歳　脇腹
七歳　左手　　八歳　股　　九歳　頭

又女は

一歳　右足　　二
四歳　上腹　　五歳　左の手　　六歳　脇腹
七歳　右手　　八歳　股　　九歳　頭

右の如くにして凡て九ッ拂いになして其數を知る也

○小兒虫封じ禁厭法

日日虫の納　隠急如律令

右の如く書して之を五つに折り虫と云ふ字を表に出して虫の頭に當る所を針にて巽の方に向て柱に三打ちして之を打付くべし

又法

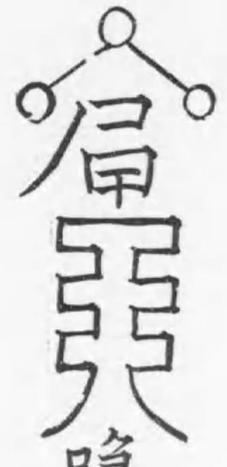

右の符を認め天地玆妙行神變通力と唱へて小兒の胸及び左右の手を摩し然る後に之を清潔なる紙に封じ表に虫封じと書し裏には左の如く書して之を柱に打付くべし

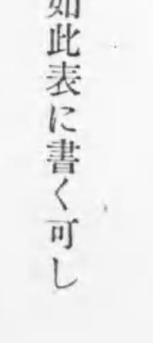

如此表に書く可し

○脚氣全治の呪咀秘傳

脚氣病の呪咀を行ふには其原因を知らざれば能はす然れども此病に付ては今日未た種々の說ありて其確たる定論を聞かず或人は之を黴菌と云ひ或人は之を米毒と云ひ或人は之を魚肉の中毒となし或人は之を營養の障害に起因するものとなし殆んと之れを究むるに苦しむも概して其の起因する所のものは夏秋の交食慾頓に進むの候に多く發し畢竟未詳の病毒によりて筋肉を侵さるゝに依るものなるも多くは食物の不消化より便通の調利を欠き爲めに其混同せし病毒の中毒に外ならざるものなれば今呪咀の前に豫防及び攝生の概要を記すべし

豫防法

該病の豫防としては左の事項を固く遵守して之を實行すべし

イ　脚氣は空氣流通の不良土地の濕潤等によりて發するもの多し故に攝生法の一としては可成的人衆の集合する處及び不潔なる土地を避くべし

ロ　米飯の如き蛋白質の乏しき食物を用ゆるときは脚氣に罹り易きを以て成るべく麥飯パン小豆等の如きものを主食とし特に流行地にありては注意すべし

ハ　營養不充分なるときは從つて身體の箇所に支障を生ずるを以て脚氣病に襲はれ易きものなれば過勞寒冒を防ぐべし

ニ　脚氣に罹りたるときは山間の高燥なる空氣清良の土地に轉地するを良策とす

ホ　胃腸の不良便秘等は脚氣を惹起する原因となるを以て務めて不消化物卽ち筋多き野菜天麩羅氷水を禁じ便通を調ふべし

右は豫防法の大要とす其餘は各自の健康如何に注意し斟酌して豫防法を行ふべし而して呪咀法は左に掲ぐべし

呪　咀

四月八日に八日花の下に新しき草鞋を一足紙に包み水引を掛け日天樣何歳の男（女なれば女）と記し天に供へ脚氣を病まざる樣祈念し更に八日過ぎて川へ流すべし脚氣治する事奇妙なり夢々疑ふべからず

又　法

脚氣に罹たる人の雪駄の裏金を人通り多き處の南向の石垣のすき間に人に見られざる樣に堅く挾みて置くときは必ず靈驗ありて脚氣直ちに治癒すること奇妙なり

又醫術上の普通藥品としては左の處方によりて之れを內服すべし

稀鹽酸	一、〇
硫酸麻苦涅失亞	二〇、〇
橙皮丁幾	二、〇
蒸溜水	八〇、〇

右一日三回に之れを分服すべし

○虫歯の痛全治の禁厭法

歯痛を止むるには白紙に指の大きさ程に呪を書したゝんで七重にし釘にて虫と云ふ字の頭を柱の高き處に打付て置き又其呪を七遍唱ふべし直に治すべし

其呪曰

虫是江南虫　郤來喰二我齒一
釘在二椽頭上一　永世不レ還レ家

右の如く白紙には二行に書すべし

又法

急々如律令

右の符を白紙に認め痛む歯に挟むべし

又法

此法は歯痛む人の足にて白紙の眞中を蹈ましめ墨にて足の形を取り其紙を堅三つ横七つに疊み表に

圖の如く書し痛み歯のある方の手の中に堅く握りて

日の出日の入波留邊由良々々々

と唱へつゝ右の頬を打ち又左の頬を打ち又右左右にて止めて顔一圓に○を空書し左の神歌を讀むべし

うつきには巽の山の谷かつら
本たち切れば葉もかるゝらん

香具山の木の葉を喰ふ虫あらば
皆さし殺せよろづ代の神

此神歌を唱へ疊みれる符の中心を釘にて籠のある所の柱に齒痛む人の年の數程打ち付くべし齒の痛み止りたる時は釘を拔き其の符を極く小さく丸めて雨垂落の處へ埋め本人の足にて之を固く蹈付けて置くべし

又醫術上の齒痛應急藥品としては左の藥を用ゆるも可なり

一　ケレチソート
右藥品を綿に浸し朽孔に挿入すべし

二　コカイン　〇、一
（樟腦）（泡水コロラル）各五、〇
右を水數滴に混じ流動體として綿に浸して挿入するも亦功ありとす

其他安知必林　メントール何れも結晶の儘朽孔に挿入するも亦大は良し

又外用藥としては

濃厚石炭酸
泡水コロラル
右二品等分に混同して外用とするも良し

○小兒寢小便全治の秘傳

寢小便は小兒時の疾病にして二歳位より十歳位の間に最も多し然れども大抵は正を經るに從ふて消失するものなれども時に或は春情發動期（二十歳未滿）に至るも尚且つ消失せずして餘計の苦腦を起さめ他病を惹起すの原因となるもの少なからず故に左に之れが重なる原因となるの事項を述べ併せて養生法を記し更に末項に之れが呪咀を記して以て斯病に苦しむ人の爲めに一大光明を與ふべし

△原　因
該病の原因となすべきもの多くの場合に於て不明に屬すと雖も重に幼時習慣の

不良なるによりて來るものなれども或は飲食物の攝生不完全なる爲めにも來る事あり其他原因ともなるべきものは手婬陰部の炎症腎臟病等より起ることあり とす故に小兒時の習慣は宜しく不良ならしむべからず概して以上に記したる原因に外ならず今其の豫防及び養生法を記述すべし

△豫防及び養生法

一　仰臥は遺尿を來し易きを以て成るべく側臥せしむべし

二　被衾は厚くして温きものは害あり固き蒲團と薄き夜具を被らしむるを宜しとす

三　夕食二時間以上經ざれば寢に付かしめず且つ夕食には多く菓物湯茶コーヒー等の飲用を禁すべし

四　成るべく晝夜とも一定の時間に放尿せしめ殊に就蓐前に一回就眠後一時間を經て更に一回放尿せしむべし

右は其大様を示したるものなるを以て餘は各自注意を要すべし

△治　療　法

寐小便の治療法は先づ以上に記したる原因に鑑みて之れに適當の治療を施すべきこと最も必要なりとす而して平常の食物は成べく消化し易き物を與へ不消化物は禁すべし又精神的療法を行ひ患者をして注意を起さしむべし又就眼に前ちて冷水の全身摩擦を行ふときは大に效あり又冷水浴を毎日反復勵行するときは遺尿病者百人中九十人迄は此法によりて全治する者にして是れ醫術上實驗法にして最も簡易にして效の大なる法なり若し斯病に難む人あらば速かに之れを試みらるべし

△又　法

雞の腸を黒燒にし白湯にて用ゆべし又益知を散藥にして鹽湯にて用ゆるも效あり又卑解一味を煎じて服するもよし以上の處方は至つて效あるの妙法なり

△呪　咀

半紙一折を寢莚の下に敷きて寢させ遺尿にて汚れたる黒燒にして之を粉として

て糊或は鬢附油にて適度に煉り之を病者の臍に貼るべし治すること妙なり

小兒夜啼を止むる禁厭法

右の符を白紙に認め小兒の左右の掌に貼るべし

又法

右の符を認めて之を小兒の枕に貼るべし

及法

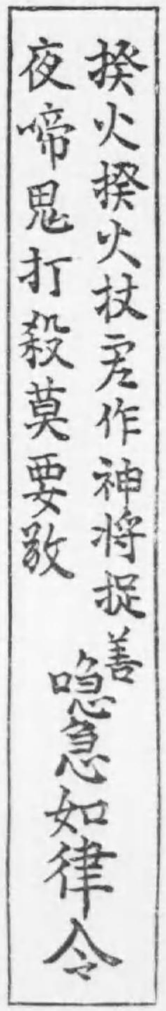

右の符を柴一本四五寸に切りて面を平にし朱にて書き之れを小兒の額に貼るべし

又法

小兒の臍の下に田の字を書けば止む事妙なり

又法

此符を白紙に認め柱に貼り置けば夜啼止まること妙なり

又法

鬼と云ふ字を朱にて左右の目の下に書き左の歌を唱ふべし

歌に曰く

いもが子ははらばう頃になりにけり
きよもりとてやしないにせよ
夜啼するたゝりたてよ末の代に
きよくさかへる事もあるべし

又法

犬の毛を絳の袋に入れて小兒の背の上に掛けて置くべし是又實に奇妙なり

小兒虫取の秘傳

蝗

此字を男兒なれば左女兒なれば右の掌より始め兩手に書きて左の如くすべし

右の如く書したる字の虫へんの上より右廻りに三度輪を書き之れを黒く塗消し

咒なふべし然るときは瓜先より糸の如き筋出づるなり

又法

（虫　出）又は（虫　國）

右の如く何れにてもよし之を前の咒ひの如くにして咒ひて左の文を讀むときは虫出づること妙なり

文曰

急急嚴之御魂を幸ひ賜ひ
之れを三度唱ふべし
又右の小兒の額に書きてもよろし

○小兒氣絶を甦らす法

小兒の目を見詰め又は目を廻はして氣絶せんとして氣附かざる時には左の法を

用ゆべし

五八霜（まむしの事なり）

右の粉を漆にて丸し用ゆべし卽效あり

○眼病を全治する禁厭

イ
ロ
イ 唵急急如律令々

日子
日子 唵急急如律令

右の符を白紙に認め二つとも一度に清水にて呑むべし治する事妙なり

又目俄かに赤くなりたるには生姜の絞り汁を少量目に差すべし直ちに治すなり

又法

燈心を一寸に切りて十二本調へ置き早朝東方に向つて天照大神月讀神に祈念し一厘錢（文錢に限）の穴より燈心一本宛を持て日の光を受け次に眼を摩するまねすること十二度にして此の燈心を火にて燒くときはパチ〳〵と音するなり若し音せざれば再び之を行ふべし而して之れを行ふときは左の歌を誦むべし

歌曰

朝日さす夕日かゝやく唐蓬

よそへちらさでこゝで枯さん

△又目に物の入りたるときは柚子の種を黒燒にして舌の上に置くときは其儘出づること妙なり

△又逆まつ毛には虱の身の中にある黒き所の腸を取り逆まつ毛を抜きたる跡に右の血を細きものにてさすべし能く治すること妙なり

△流行眼を治する咒咀

間柱のなき一間の壁へ兩手を廣け抱き付病眼の方の手の中指の傍に七火灸すべし治すること實に奇妙なる秘法なり

以上は皆禁厭なり能く疑ふことなくして一心に之を行へば皆效顯あるものなり

是より更に醫術上の事を記すべし

眼の人生々活上に於ける必要は言を俟たず人若し一朝失明せんか其行くに案内者を要し其物を尋ぬるにも又必ず人の助けを得ずんばあるべからず是れ其の直ちに及ぼすの不自由なる多く言ふを待たず而して眼病の種類も亦多し之を一々記述せんと欲するも其煩雜に渉るの恐れあるを以て左に世間重に病む所の多數に就て之れが撮生及び豫防法を述べ併せて容易なる治療法を説くべし

△眼の構造

眼の構造程巧妙なるものはなし眼は種々様々度の違つた眼鏡を眼中に貯ふると一般にして眼中にある水晶體の動作によりて遠距離を望むときは遠く又近距離を望むときは近く其の如此調節する以所のものは一に水晶體の動作によらざるはなく遠きときは其水晶體は低く近きときは高くなるによるものなり故に遠きものを望むときは之れが習慣となりて遠視眼となり又近き場所のみ眺むるときは是れ亦習慣となりて近視眼となるなり故に其原因も凡ての物に依りて種々ありとす而して其重なるものは風塵眼中に入りて之を摩擦するに因するを多とす又白き物を見詰むるか薄暗き處にて細字を書き又は讀む等は甚だ眼の爲めに宜しからす彼の北越地方白雪皚々たる所に失明者の多きは皆な之れを證するに足るものなり茲に眼球の構造を述べ併せて眼病の原因を記述したるものなれば以下說く所の各項に就て注意せらるべし

△豫防法

豫防法の重なる二三を示すべし

一　雪の降りたるときは色眼鏡を用ゆべし

二　目を擦することを戒しむ充血を起すの憂あるを以てなり

三　過度に視力を用ゐるは勿論睡眠の不足も眼に及ぼす事大にして視神經消耗症を惹起すの憂あり愼み戒しむべし

四　光線の直射を避くべし光線は側面より受くる樣になすべし

五　一定の休息をなすべし

（一時間に就き十五分位）

六　業を執るに姿勢を正しくすべし若し前方にのみ偏するときは充血眼を起すべし

七　喫煙を禁ずべし若し能はずんば之を節すべし

八　手淫を戒しめ房事過事を愼しむべし

以上　豫防法の大要にして最も容易なる事なれば務めて之を實行すべし

△治療法

充血眼（血眼）

此治療法は酒と喫煙を嚴禁し毎朝早起して適宜の運動をなし便通を調利し眼に

は冷奄法を行ひ務めて塵埃風煙を防ぎ夜業を廢し視力を過勞せしむることなき樣すべし又二百倍皓礬水を點ずるものとす

流行眼

此眼の治療法は二百倍の皓礬水を點眼し硼酸水にて屢々之を洗滌し其塵亂を防ぐべし而して食餌衞生には油强き食品又は硬き物又は刺戟性の物を禁じ成るべく消化し易き食物を取り下劑を用ゐて便通を利するを以て最も良法とす

風眼

此病眼は淋毒の傳染によりて起る劇烈なるものにして之れが治療も亦甚だ難事に屬するものなれば忽諸に附すべきにあらず而して此眼病は傳染性の力强く爲めに之によりて失明する人少からざるを以て若し一度此性の病に侵されたるときは直ちに健全なる眼を封鎖すべし如此危險なるものなるを以て病既に發したるときは醫の治療を受けて決して忽にすべからず

此の目は弱光に對して視力頓に衰ふるものにして多く營養不給者に發するの病なり而して之れが治療法としては宜しく滋養分ある食品を取るを第一とす故に肝油を飲用するを尤も良き療法とす世俗の所謂鰻の肝が鳥目に適して效顯ありと云ふも皆此理によるものと知るべし

○瘧落し神術禁厭法

瘧を落すには梨を厚く切りて一片を持ち南方の氣を梨一口吸ひ梨に向つて呪して曰く南方有池池中有水水　有魚三頭九尾不食人間五穀唯食瘧鬼と三遍唱へ梨の上に吹き掛け又勅殺鬼此の三字を梨の上に書き瘧の日の未だ起らざる前に之を食はしむ可し瘧落つること妙なり

又　法

魁　魃　魖　魈　魑　魖　魒

右の七文字を橘の葉七枚に朱にて一葉毎に一字づゝを書き之を乾かし細末にして早朝汲立の水にて北に向つて清水にて之を服すべし大に功あり

但し七週間五辛を食すべからず

又　法

霜おちて松の葉かるきあした哉
雲のおこりを拂ふ松風
月かげはひまぜになりてかげもなし

右の三句を符に認め瘧の日の早天に水にて呑ます可し

又右の句を盃の中に書き早朝汲立ての水にて字を洗ひ呑むべし尤も朝日に向つて呑むと知るべし

又　法

もろこしのふねのおこりは落葉哉

右の句を小さき紙に認め清水に浮べ飲むべし

又法

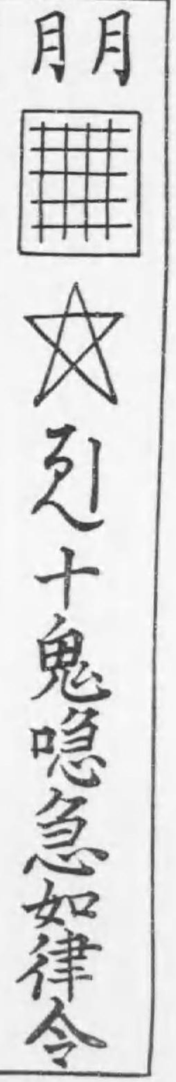

右の符を白紙に清き硯水にて認め汲立の清水にて瘧の日の早天に飲ますべし不思議にも直ちに落ちて治するものなり

又夜の瘧には

右の符を紙に書して神水に浮べて飲ますべし

○疝氣全治の呪咀秘傳

神かけて心たゆまず引留ん

いかに疝氣のすじをひくとも

右の歌を紙に認め痛む所を摩し而して後にへちまの枯れたる物の筋多き中に入れ旭日の昇らざる前に之を川に流し後を見ずして復るべし

又疝氣の藥

益母草　忍冬

右二味を等分にして用ゆべし又鳥もちを丸藥とし金箔を衣に掛けて服用するも效顯あり

又寸白の藥

寸白には唐辛を摺り痛む所へ付てよし又阿膠を梅酸にて溶き痛む所へ塗布するも亦大によろし

○痳病消渴を治する禁厭

山日日日日日
日月月
噫急如律令

消渴の時に右の符を認め早朝の汲立の水にて之を服すべし忽ちにして治すべし夢疑ふべからず

又痳病の咒咀

大棗二つを以て咀して曰く華表柱念と七遍唱へて天に向ひ氣を吹き右の棗の上に吹き掛け其の棗を病人に白湯にて飲ましむべし治する事妙なり

○長病を止むるの秘傳

日日日
火火火
日日日
噫急如律令

此符を認めて病人の臥床の下に置くときは病長引きしものも次第に快方に向ふべし加持には不動の陀羅尼を百返唱ふべし

又

長病人餓鬼祭りの事

此符の中に鬼と云ふ字を
餓鬼數程書きとる可し

右の符を認め之れを祭壇に飾り其前に病人の年の數程餅を求め供養して不動の陀羅尼を百返唱ふへし而して此符と餅とを一つにし又かわらけに水一

杯入れて之れと一緒に川に流すべし

△餓鬼數知り様の事

子の年の人は一人　丑の年の人は八人
卯の年の人は五人　辰の年の人は二人
午の年の人は五人　未の年の人は九人
酉の年の人は五人　戌の年の人は二人
右の如しと知るべし　亥の年の人は二人
寅の年の人は七人
巳の年の人は五人
申の年の人は五人
亥の年の人は二人

長病人は右の如く餓鬼祭りを行ふときは本服すること疑なし神傳の秘中の秘なり夢忽にすべからず長病の人は必ず之を行ひて其の快服を祈るべし

○火傷全治の呪咀秘傳

さる澤の池の邊りにありけるが
悪我入道おしてこそいれ

右の歌を三返唱へて焼けたる所を口にて吹くまねを三度なすべし跡付かずして治する事妙なり

又法

清水を含みて左の神歌を唱へてやけどに吹きかけ呪ふべし

やけどは腫れなうごくなあとつくな
薬になれよさる澤のみづ

又

さる澤の池の大蛇に火がついて
水なきときは黒狐白狐
次に焼山の土〳〵と三度唱へて水を吹きかくべし

又

さる澤の池の大蛇が手を焼きて
はれずたゞれすひりつきもせず

右の歌を三返唱へて火傷の場所を三度吹くべし

又　火傷の妙薬

石膏　滑石

右二種等分に混し之を玉子の白味にて能く煉り合せて局部へ塗り付くへし立所に痛み止まるなり

又　右の薬急に間に合はざるときは局部に燈し油を塗り其の上へ鹽を塗り付くべし此法又痛み止まりて治する事妙なり

又　左の醫術上の治療法を説くべし

火傷とは火炎熱湯蒸氣溶解したる金屬其他種々の薬品によりて發する傷にして甚だしき疼痛を感ずるものとす而して其症候は熱の高低及び熱に觸れし時間の長短に隨ひて左の度合に分る

一　皮膚紅潮するに止まるを一度とす

二　水疱を生ずるものを二度とす

三　水疱を生じ或は組織全く破壊するものを三度とす

△火傷の治療法

火傷の治療法は前述の度合に從ひて之を治療すべし

一度の症には阿列布油又は胡麻油等を塗り置けば痛み去りて治癒すべし

但し成るべく空氣に觸れざる様注意すべし

二度の症には熱火消毒を施したる針を以て水疱を刺し水を出したる後十倍の硼酸軟膏を貼し置くべし

三度の症には患部狹きものは五十倍の石炭酸阿列布油を塗布して繃帶をなし場所廣くして生命に係はるが如き症は時を移さず醫の治療を求むべし

○婦人乳の出る禁厭法

乳生水口口鬼魂如律令

右の符を清水に浮べて呑むべし又盃の中に書して清水にて之を洗ひ其水を呑むもよし乳必ず出ること奇妙なり

又法

符を調へ加持には地藏の呪百返唱ふべし

又法

穿山甲を火にて焙り粉にして日本酒の最良なるものにて服用し然る後ちに鬚櫛にて乳の上をときをろすべし乳日ならずして出ること泉の如し

○婦人平産の靈符製造法

清淨なる紙に左の咒文を書し懷中すべし

鬼鬼
鬼子成就急急如律令

右の如く認めたる符を更に淸潔なる紙にて上包して表に御守りと書し裏の封じ目に安と書し懷中する時は如何なる難産の人と雖も平産すべし

又法

生生
氽氽急急如律令

此符を書して懷中するもよし上包其他の方法は前の咒と同樣と知るべし疑ふ可からず

又法

左の如く書して懷中するもよし

生
穴白時岩鬼日急急如律令

又　子生れずして腹中にて死したる時

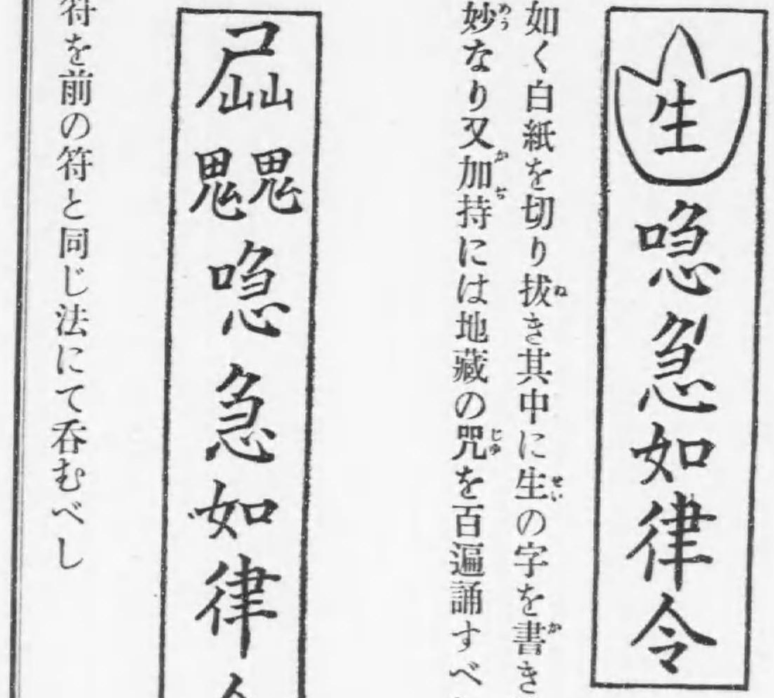

右の如く白紙を切り抜き其中に生の字を書き清水にて呑ましむべし生れ生る事妙なり又加持には地藏の咒を百遍誦すべし

又法

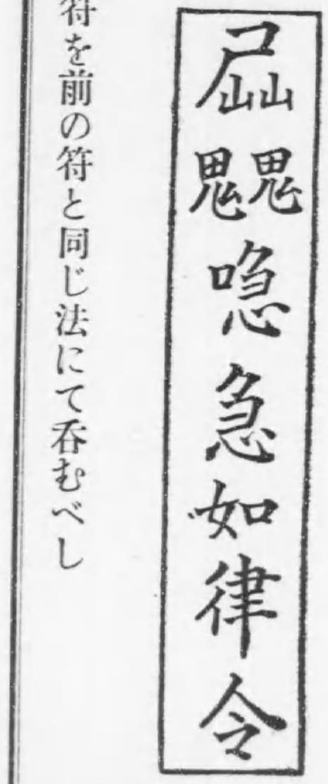

右の符を前の符と同じ法にて呑むべし

又　後産のなき時

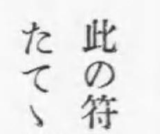

此符を呑むには井の土を手の届く程取りて水にたて〳〵呑まするなり土は男に取らすべし

又法

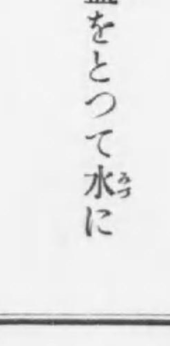

此の符を書きて鶏のとさかの血をとつて水にたて〳〵用ゆべし

右何れも疑ふこと勿れ

○腫物全治の呪咀秘法

先づ腫物の上を能く祓ひ清めて左の歌を讀みて腫物の上を吹くべし而して後に以下に示すごとく呪ふべし

歌曰

旭日さす夕日かゝやくからゆむぎ
よそへちらさてこゝにからさん

次に

此上に鬼の字を十二書き又其後に
此梵字を書き置べし
但し男は順に輪を書き女は逆にす

又法

左の歌二首を誦して圖の如く書くべし

山は三つ石は九つこれぞこれ
鬼の籠れる岩やなるらん

旭さすほうきの山のさねかつら
根をさしきれば葉は枯れにけり

次に

石石石
石山山
石石石

此上に又鬼の字を書きて
此の如く輪を書廻すべし

但し男は順女は逆と知るべし

又　腫物の口開けたき時呑む符

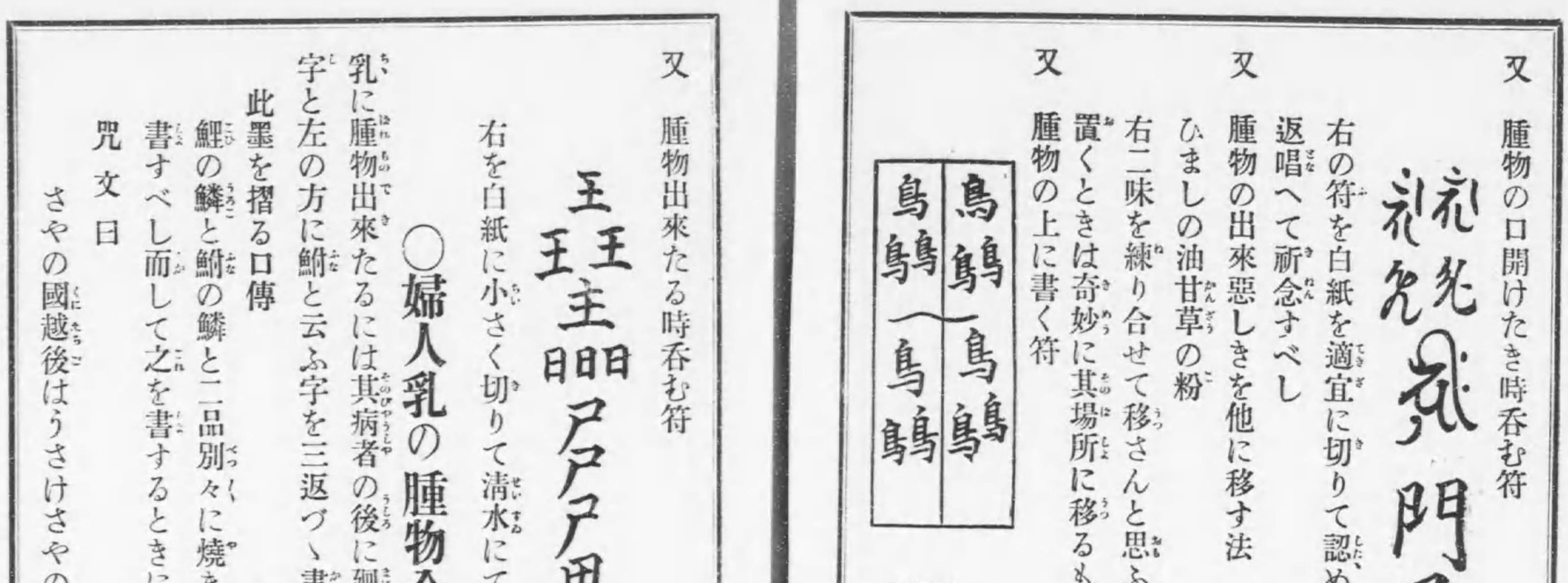

右の符を白紙を適宜に切りて認め、清水にて呑むべし加持には大威徳呪を三返唱へて祈念すべし

又　腫物の出來惡しきを他に移す法

ひましの油甘草の粉

右二味を練り合せて移さんと思ふ所に針を淺く立て針の先に右の藥を付て置くときは奇妙に其場所に移るものなり

又　腫物の上に書く符

鳥	鳥
鳥	鳥
鳥	鳥
鳥	鳥

上圖の如く書き加持には藥師の呪千遍唱ふべし

又　腫物出來たる時呑む符

右を白紙に小さく切りて清水にて呑むべし

○婦人乳の腫物全治の法

乳に腫物出來たるには其病者の後に廻り新しき筆にて乳首の右の方に鯉と云ふ字と左の方に鮒と云ふ字を三返づゝ書くべし

此墨を摺る口傳

鯉の鱗と鮒の鱗と二品別々に燒き硯の墨に混して摺り其の摺りたる墨にて書すべし而して之を書するときに呪文を唱ふべし

呪文曰

さやの國越後はうさけさやの小刀

之を唱へながら書くべし

又　法

乳の痛む所を拭ひ清めて平らかに癒させ給ひと祈念して左の如くなすべし

是れ秘法中の秘法なり

鯛

右の字百遍重ねて書きなするなり

但し乳の下に數取の點を打つべし

又　乳の腫れたる時の符

集鰒
集鰒　鬼　唸急如律令

右の符を藥師の咒を唱へながら書くべし

○蛇蝎にさゝれざる秘法

硫黃と蒜とを擂り交ぜ丸め山林に入るとき懷中すべし蝮蛇恐れて近寄らず若し螫れたるときは直ちに此藥を附け置くべし忽ちに治するなり

又　法

山林等蝮蛇の居る樣の場所に行くには左の歌二首を讀むべし

歌　曰

逢坂やしげしが峠のかきわらび
　其むかしの女こそ藥なりけり
明藏主いふともとをわするゝな
　かはたつ女氏はすがはら

又　法

左の歌を誦むべし

かのこまだらのむしあらば
　山たつひめにかくとかたらん
此歌を書き懐中するもよし

實驗調法 **神術靈妙秘藏書** 乾 終

實驗調法 **神術靈妙秘藏書** 坤

柄澤照覺

○流行病の傳染せざる秘傳

△痢病に罹らぬ法
蛇薦を取り端午の日朝露に當て一つを清水にて呑むべし其年は如何に痢病流行するも傳染の恐れなし實に秘中の秘法にして奇妙の神法なり

△疫病の流行するとき門戶に貼る符

又

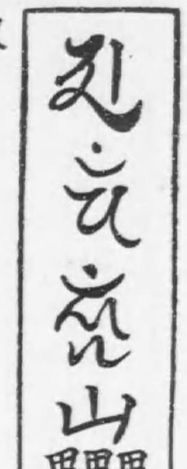

又

慝慝慝賧賧賧

又

田にしを擂りつぶして鹽を混し臍に入るゝも亦妙法にして效顯あり又足裏に紙に付て貼るもよろし

又

田にしを丸の儘人の往來しげき處の地にあふむけに人に知られざる樣埋め置けば忽ちに通ずること奇妙なり

○流行風引かぬ秘法

風邪は一般世人の容易に冒さるゝ病にして皆人の輕忽に附するものなれども風邪は重に凡ての病氣を惹起するの媒介たる起因なれは決して輕忽に看過すべきにあらず例令ば急性慢性關節僂麻質私筋僂麻質私腰痛等感冒性諸症と稱して皆風邪より發するものとす其他下痢を併發する消化器の疾患及び呼吸器の加答兒等も皆之を感冒病中に算入するものとす故に之れが爲め他の障害を併發して時

としては生命を危險ならしむべき疾病を誘發する事なきにあらず故に之れが豫防法及び攝生法を記述し併せて治療法を說明すべし

風邪には種々の容體あるも感冒諸症は疑ひもなく氣象の感動によりて其發生を誘催せらるゝものなり故に其原因と見るべきは重に間隙より來る寒冷なる風の爲めに忽ち汗管を閉塞せられ身體より出る所の蒸發氣が體外に漏るゝ事能はず之れに依て身體を刺戟し頓かに熱を作し惡寒を感じ皮膚表部上の機能に變化を來すものにして之を風邪と云ふ然れども今日の學理と實驗とに據れば他に尙ほ原因となるべきものなしとせず然れども玆には其尤も多く解し易きの原因を述べたるに過ぎず

○豫防法

風邪の豫防法としては寒冷の候强風急雨の際には之れを防ぐに適する暖衣を着け若し衣服濕潤したる時は成るべく速かに乾きたるものと交換するを專一とす然りと雖も感冒を恐るゝが爲めに室外に出づることを避け或は居室を密閉して

空氣の流通を不十分ならしむるが如きは却つて害多しとす其の他被服暖かに過ぐるときは徒らに身體を柔弱にし遂には氣象の感動及び溫度の高底變化に抵抗すべき機能を失し感冒に侵され易きに至るべし故に平生寒冷に對し適度に身體を習慣せしむれば皮膚を強固にし從つて感冒（風邪）を豫防するに最も有效なる方法とす

○攝生法

風邪に冒されたるときは惡寒を生じたるときは總じて飮食を減じ特に消化し易き物を取るを宜しとす而して粥等を食するは尤も良し別けて虛弱なる人は雞卵牛乳等を用ひて身體の精力を補ふべし且つ務めて寒冷なる空氣を避け隙間より吹き來る風に中らぬ樣注意すべし之を以て居室を十分に開きたるによりて中る風は格別に障害なきも戶障子を細目に開きたるは甚だ害ありとす又風邪は發汗して治するものと發汗を來さずして治するものあるも能く注意して暖を取り之れを治するを以て尤も宜しき方法とす若し發汗せずして治するものは

兎角カタル症を遺すの恐あるを以て最も攝生に注意すべし

○治療法

風邪の治療法としては格別他に良法なし唯發汗劑を服用して最も暖くして充分に發汗せしむるを以て有效なる良法とす且つ風邪にして咳嗽出づる症には鎭咳散を用ゆべし而して咳に限らず總て日本の賣藥は適切の功顯あるもの少なし往々奏效せるものあるも此等は必竟偶然の適中に外ならず蓋し賣藥は劇藥毒藥を使用せしめず一定の制規の下に計可せらるゝものなれば之れを濫用するときは治すべき疾患も之れが爲めに治せざるのみならず往々危篤に陷らしむる恐れあるを以て身體を大切と思ふの士は風邪位と謂ふて忽に附せず專門家の治療を受くる樣なすを最も至當の處置とす

又呪咀としては左の二種あり

○風流行するときは椎茸又は干鳥賊を火に薰めて其の煙りを鼻にかきつゝ通ずるときは如何に流行するも風を引くの患なし事簡なれども實に不思議の

妙法なり

又　風を追出す奇法

燒味噌を小さく捻へ朝の飩の茶を茶碗へ汲み入れ雨戸の立て尻の敷居の上へ右の燒味噌を置きて飩にて茶を進ぜる程に出玉くと口のうちにて唱へながら茶碗の茶にて燒味噌を外へ流し戸を締切りて後を見ずして居間に戻るべし風邪を治すること妙なり

○毎年凍傷（霜燒）せざる呪咀法

毎年霜燒にて苦しむ人は左の呪咀により之れを免かるべし卽ち之を詳記すべし疑あるべからず

一　夏の土用中日光に當りて熱くなりたる瓦を取り置きて毎年霜燒の出來る局部へ能く當れば其冬は決して霜燒の患なし

二　初雪の降りたるときに其雪の塵に混ぜざるものを取りて適宜の鍋にて溶解し其温度三四十度位に至りたるときに其汁にて局部を幾度となく浸すべし然るときは其年霜燒せざるのみならず既に出來たるものも忽ちにして治癒すべし

尙ほ左に霜燒に就て醫術上の經驗を詳說すべし

凍傷は氣候の感動に起因するものにして人の普く知れる實に煩はしき病症にして其之れを發するは狹小に過ぎたる手袋若しくは靴を穿ちて血行を障害する等によりて屢々其發生を催進することありとす今此の霜燒に就て苦しむ人の爲めに之れが治療法の簡便なるものを記すべし

△治　療　法

霜燒の治療法としては其法種々ありと雖も最も簡便なる法は左の藥品を用ゆるを以つて效ありとす元來この病は虛弱貧血等にして皮膚の薄弱なるものに發し易きを以て常に滋養物を用ひ皮膚を強固ならしむるが爲めに夏期より水浴を取りて寒冷に慣しめ冬季に至りて温暖に保護し之れに罹らざる樣注意すべし

塗布劑として左に處方を示す

一　三十倍のサルチル酸
二　酒精（アルコール）
三　龍腦丁幾
四　沃度丁幾
五　テレビン油

右の各品何れも塗布劑として効あり
但し一日二三回づゝ塗布すべし

又　既に腫れたる部分の潰亂せるものは左の薬品を貼付するを良しとす

亞鉛華　一分
ワセリン　十分

右混和して塗布劑とす

又

三十倍サルチル酸軟膏
百倍の　硝酸銀軟膏

右何れも貼用するものにして效ありとす

○霍亂を直ちに全治する呪咀法

ササササ
ササササ何木嗳急如律令

右の符を白紙に認め清水に呑むべし
又加持には藥師之呪百返唱ふべし

△霍亂の藥

益知　木香　藿香　（青葉を用ゆ）

右三味を等分に混合して沸湯にて振出し用ゆべし是れを三味湯と云ふ暑中